

国史跡美濃金山城跡 整備基本計画
(案)

可児市教育委員会

例 言

1. 本書は、国史跡美濃^{かわやま}金山城跡の整備基本計画である。
2. 計画策定にあたっては文化庁の国庫補助金（歴史生き活き！史跡等総合活用計画策定費国庫補助）を活用して、可児市教育委員会が平成 29・30 年度（2017 年度・2018 年度）に事業を実施した。
3. 本計画の策定にあたっては、可児市教育委員会が史跡美濃金山城跡整備委員会を設置し、整備事業の推進等に関しての意見を受けた。また、文化庁文化財部記念物課（平成 30 年（2018 年）10 月からは文化庁文化資源活用課）、岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課の指導助言を得た。
4. 本書に掲載した図版は、可児市及び可児市教育委員会が作成したものを中心に使用したが、一部で既知の文献や業績の成果を使用した。典拠については、表題に併記している。また、掲載している可児市内の写真については、特に断りの無い限り、可児市及び可児市教育委員会が平成 26 年（2014 年）9 月から平成 30 年（2018 年）10 月までに撮影したものである。
5. 本書にかかる記録類は、可児市教育委員会において保管している。
6. 本書の編集・執筆は可児市教育委員会文化財課が主体となり、一部を株式会社イビソクに委託した。

凡 例

1. 「金山」「兼山」の表記について

現在の可児市兼山（大字）は「兼山」と表記するが、近世以前は「金山」と表記していた。これをふまえて、城跡をいう場合は城が存在した当時の表記による「金山」とし、地域を示す場合は「兼山」を用いることとした。

2. 曲輪の呼称について

本計画で用いる曲輪の呼称は、『金山城跡発掘調査報告書』36頁で整理された曲輪の呼称の変遷を前提として、『史跡美濃金山城跡 保存活用計画書』52頁で提示されている「美濃金山城跡曲輪配置図」に一部加筆した下記図の通りとする。



3. 「旧城下町」「町場」の表記について

美濃金山城跡が存在する可児市兼山地区は、城跡が機能している間は旧城下町、廃城後は町場として発展してきた。そのため、本計画内では「町場（旧城下町）」と表記する。

4. 年号表記について

今後、元号の変更が予定されているが、本計画の策定時点では新元号が決まっていないため、一部の年号表記は平成の表記をした和暦と西暦を併記している。

<p>第1章 整備基本計画策定の経緯と目的</p> <p>第1節 計画策定の経緯 1</p> <p>第2節 計画策定の目的 2</p> <p>第3節 計画の対象範囲 2</p> <p>第4節 整備委員会の設置と経過 4</p> <p>（1）整備基本計画の位置付け 6</p> <p>（2）整備基本計画検討の経過 7</p> <p>第5節 関連計画 8</p> <p>第2章 国史跡美濃金山城跡の概要と現状</p> <p>第1節 国史跡の状況 10</p> <p>（1）自然的環境 10</p> <p>（2）歴史的環境 12</p> <p>（3）調査の経過と概要 13</p> <p>第2節 国史跡指定と範囲 17</p> <p>（1）国史跡の指定 17</p> <p>（2）各種法令による位置付け 18</p> <p>（3）指定理由 20</p> <p>第3節 国史跡美濃金山城跡を構成する価値 21</p> <p>第4節 現状と課題 22</p> <p>（1）各エリアの現状と課題 22</p> <p>（2）活用の現状と課題 32</p> <p>（3）調査の課題 38</p> <p>第3章 整備基本計画の 基本理念と基本方針</p> <p>第1節 整備の基本理念と基本方針 39</p> <p>（1）整備の基本理念 39</p> <p>（2）整備の基本方針 39</p> <p>第4章 保存・活用・整備の計画</p> <p>第1節 全体計画と地区区分 40</p> <p>（1）地区区分と整備方針 40</p> <p>第2節 保存のための整備 42</p> <p>（1）礎石建物跡等の保存と整備の計画 42</p> <p>（2）石垣の保存と整備の計画 43</p> <p>（3）土塁・堀、切岸等の保存と整備の計画 45</p>	<p>第3節 活用のための整備 46</p> <p>（1）見学動線とサインの整備計画 46</p> <p>（2）便益施設の整備計画 50</p> <p>（3）休憩施設の整備計画 50</p> <p>（4）安全対策 50</p> <p>第4節 公開・活用の方針 51</p> <p>（1）整備中・整備後の公開活用（利活用計画） 51</p> <p>（2）計画対象範囲における 関連文化財との連携 52</p> <p>（3）広域整備構想 56</p> <p>第5節 環境整備計画 58</p> <p>（1）遺構保全のための伐採 58</p> <p>（2）来訪者の安全確保のための伐採 58</p> <p>（3）景観・眺望のための伐採 60</p> <p>（4）伐採樹木の処理について 62</p> <p>第6節 管理・運営計画 63</p> <p>（1）地元自治会や関係団体等と連携した 国史跡の維持・管理・運営体制の整備 63</p> <p>（2）地元住民やボランティアによる美濃 金山城跡ガイドの育成と組織作り 63</p> <p>第7節 完成予想図 65</p> <p>（1）山頂部全体の整備の様子 65</p> <p>（2）主郭地区の遺構の保護と展示の様子 67</p> <p>第5章 事業計画</p> <p>第1節 推進体制 69</p> <p>第2節 事業スケジュール 69</p> <p>（1）短期計画 71</p> <p>（2）中・長期計画 72</p> <p>（3）発掘調査の計画 73</p> <p>参考資料</p> <p>文化財保護法（改正後） 75</p>
---	--

第1章 整備基本計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

国史跡美濃金山城跡は、木曾川中流域の左岸、可児市兼山にある標高276メートルの古城山にある戦国期から織豊期にかけて営まれた東美濃の中心的な山城である。

美濃金山城（烏峰城）は、天文6年（1537年）に斎藤大納言妙春（以下、「斎藤妙春」とする。）が築城したとされ、永禄8年（1565年）に織田信長家臣の森可成が入城して金山城と改称し、以後は森家の本拠として、また織豊政権下における東美濃の支配拠点として機能した。しかし関ヶ原の戦いの後に廃城となり、江戸時代には尾張藩の「御留山」となって一般の人々の立ち入りが禁止された。明治時代になると旧皇室典範上の皇室の世襲財産である「世伝林」となったが、戦後の昭和20年（1945年）以降は国有林となり、昭和28年（1953年）8月5日付で兼山町（当時）が払い下げを受けている。

昭和38年（1963年）11月22日、美濃金山城跡は兼山町（当時）が町史跡に指定し、同42年（1967年）11月13日には岐阜県の指定史跡となった。

昭和57年（1982年）3月には、兼山町総合計画の観光分野において、古城山整備が観光振興の一翼を担うものと位置づけられ、「兼山町・古城山整備構想調査報告書」がまとめられた。その内容は、城跡を可能な限り修復することとし、やすらぎとくつろぎの場として整備すること、また自然の植生や新たな植栽による自然植物園的な場として整備し、学習の場としても位置付けるとしている。

平成5年（1993年）2月には、「古城山周辺環境整備基本計画報告書」がまとめられた。この段階で城跡の発掘調査が計画されたが、実施されたのは可児市との合併後になった。この計画に基づいて、平成7年



図1-1 美濃金山城跡の位置図

(1995年)からは古城山公園整備事業が始まり、平成12年(2000年)には城跡の南側に「蘭丸ふるりの森」がオープンした。現在は、桜の名所として市民に親しまれているだけではなく、遠方からも訪れる人が多い。

平成17年(2005年)5月に兼山町が可児市に合併すると、翌年度から可児市教育委員会が、城館遺構の遺存範囲や残存状況等を把握し国史跡を目指すとともに、今後の保存・整備に向けた基礎資料を得ることを目的とし、周辺地域の踏査や考古学的な確認調査とともに、文献等も含めた歴史学的な調査に着手した。

調査をまとめた後、平成24年(2012年)1月に可児市教育委員会から文部科学大臣に対して史跡指定の意見具申が行われ、6月21日に文化審議会の答申がなされた。そして、平成25年(2013年)10月17日付け文部科学省告示第142号により、「美濃金山城跡」が国の史跡に指定された。それを受け、平成26年度(2014度)から27年度(2015度)にかけて保存活用計画(当初は保存管理計画)を策定した。また、平成28年度(2016度)には、国史跡整備の基本理念や基本方針、事業計画を定めた整備基本構想を策定した。今回、このような経緯を踏まえ、今後の国史跡全体の整備内容と活用及び管理・運営などについて定めた「国史跡美濃金山城跡整備基本計画」(以下、「本計画」とする。)を策定することとなった。

第2節 計画策定の目的

本計画は、前節で述べた「保存活用計画」と「整備基本構想」を踏まえ、国史跡を適切に保存・管理し、国史跡が有する本質的価値を高め、それを確実に次世代に継承していくことを目的として、各種整備や活用のあり方を示すために策定するものである。

第3節 計画の対象範囲

本計画の対象とする範囲は、原則として国史跡の美濃金山城跡の範囲とする。『史跡美濃金山城跡 保存活用計画書』に定めた地区区分を用い、国史跡の保存、あるいは景観保護のための国史跡周辺の環境整備を行っていく。さらにA地区では、本質的価値を構成する重要な諸要素のうち、城郭遺構が分布する山頂を更に詳細にゾーニングし、調査・整備の区域を設定する。その内容については、第4章で述べる。

凡例

	A 地区	国史跡指定範囲内 は未指定地
	B 地区	指定地外ではあるが、城跡と 共存していく範囲
	C 地区	金山城下町遺跡範囲

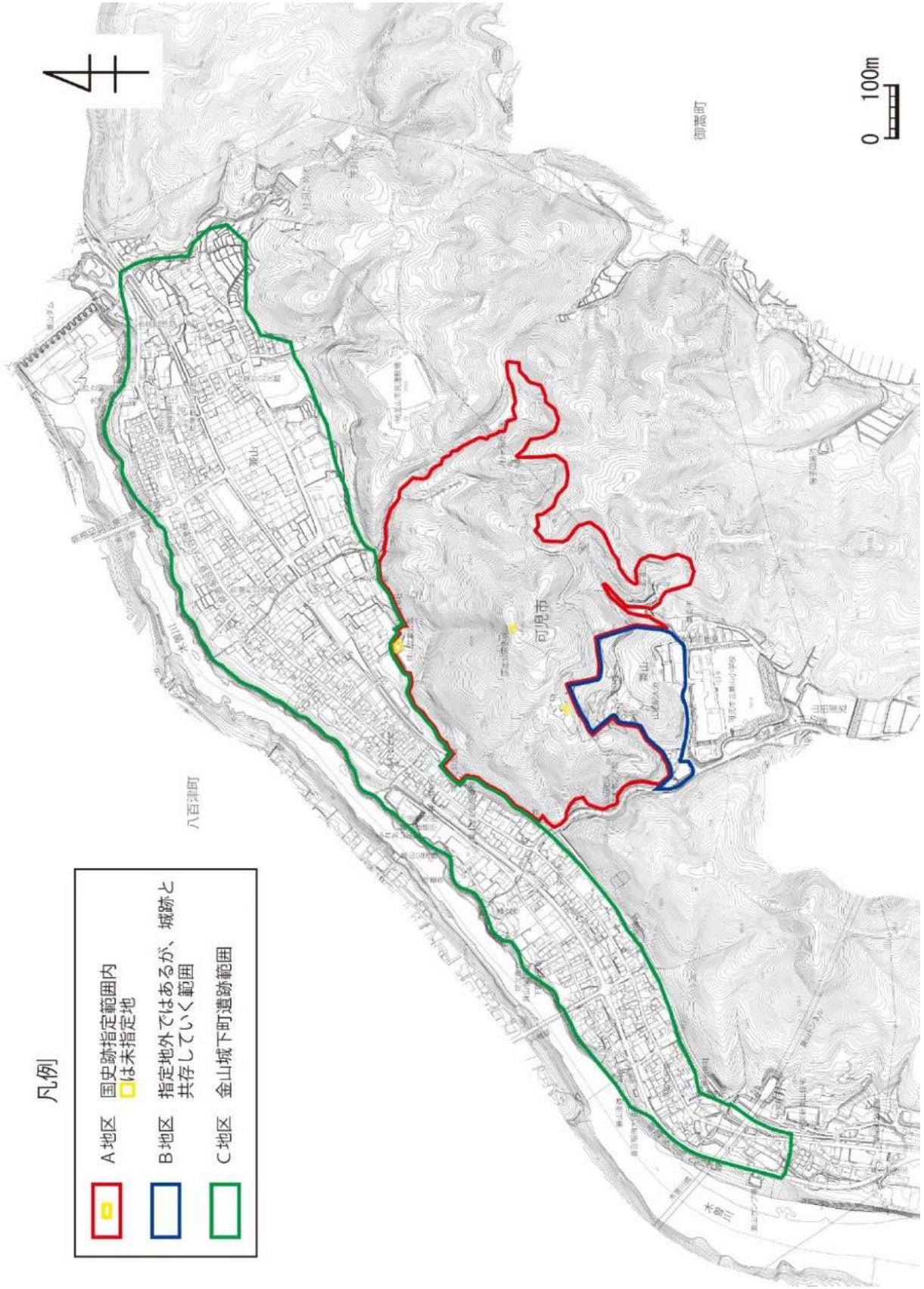


図1-2 整備基本計画の対象範囲

第4節 整備委員会の設置と経過

本計画の策定にあたって、可児市教育委員会文化財課は、平成28年（2016年）に「史跡美濃金山城跡整備委員会」（以下、「委員会」とする。）を設置し、整備基本構想及び本計画案について、検討・協議を行った。併せて、国史跡美濃金山城跡の全容解明のため、調査計画の検討を行った。また、計画の検討を進める中で、文化庁、岐阜県教育委員会（平成29年度（2017年度）からは岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課）に指導を仰ぎつつ、関係機関等と調整を図り、計画にその内容を反映させていった。

史跡美濃金山城跡整備委員会委員名簿

氏名	専門	所属	役職
中井 均	考古学・城郭史	滋賀県立大学	委員長
高瀬 要一	保存・整備	琴ノ浦温山荘園	職務代理者
溝口 正人	建築史	名古屋市立大学大学院	
川合 康司	自然・地質	日本地質学会	
福島 克彦	文献史学・城郭史	大山崎町歴史資料館	
山村 亜希	歴史地理	京都大学大学院	
飯田 泰平		兼山地区センター長	
丹波 隆政		可児市山城連絡協議会	

オブザーバー（指導・助言）

文化庁文化財部記念物課（平成30年（2018年）10月からは文化庁文化資源活用課）
岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課

事務局（可児市教育委員会）

	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）
教育長	籠橋 義朗	
事務局長	長瀬 治義	村瀬 雅也
文化財課長	川合 俊	
文化財係長	松田 篤	
歴史資産整備係長	千田 泰弘	林 武夫
主査	牛田 千穂	
主査	長沼 毅（平成30年（2018年）10月24日まで）	
主査	長江 真和	
主事	織田 真琴	村上 慶介

史跡美濃金山城跡整備委員会設置要綱

平成 28 年 3 月 31 日決裁

(設置)

第 1 条 史跡美濃金山城跡整備事業を推進するため、史跡美濃金山城跡整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、史跡美濃金山城跡の整備事業の推進に関して審議を行うものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 関係機関の代表者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、その会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。ただし、3分の1以上の委員から請求があるときは、議長はこれを招集するものとする。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 委員会において必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、または資料の提出を求めることができる。

(指導及び助言)

第 8 条 整備基本計画の策定にあたっては、必要に応じ、文化庁及び岐阜県の指導助言を受けることができる。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において処理する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(1) 整備基本計画の位置付け

本計画は、平成 27 年度（2015 年度）に策定した「保存活用計画」の理念等をベースに策定したものであり、将来にわたって調査結果を反映しながら計画・設計・整備工事等を行うための基本となるものである。

しかし、調査・研究の進展や社会環境の変化などにより、将来的に本計画の内容が実態に合わなくなった場合には、保存活用の目的を達成するためにその時点で学識経験者等の意見などを踏まえて見直しを行う。この見直しは、文化庁や岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課の指導を得るものとする。

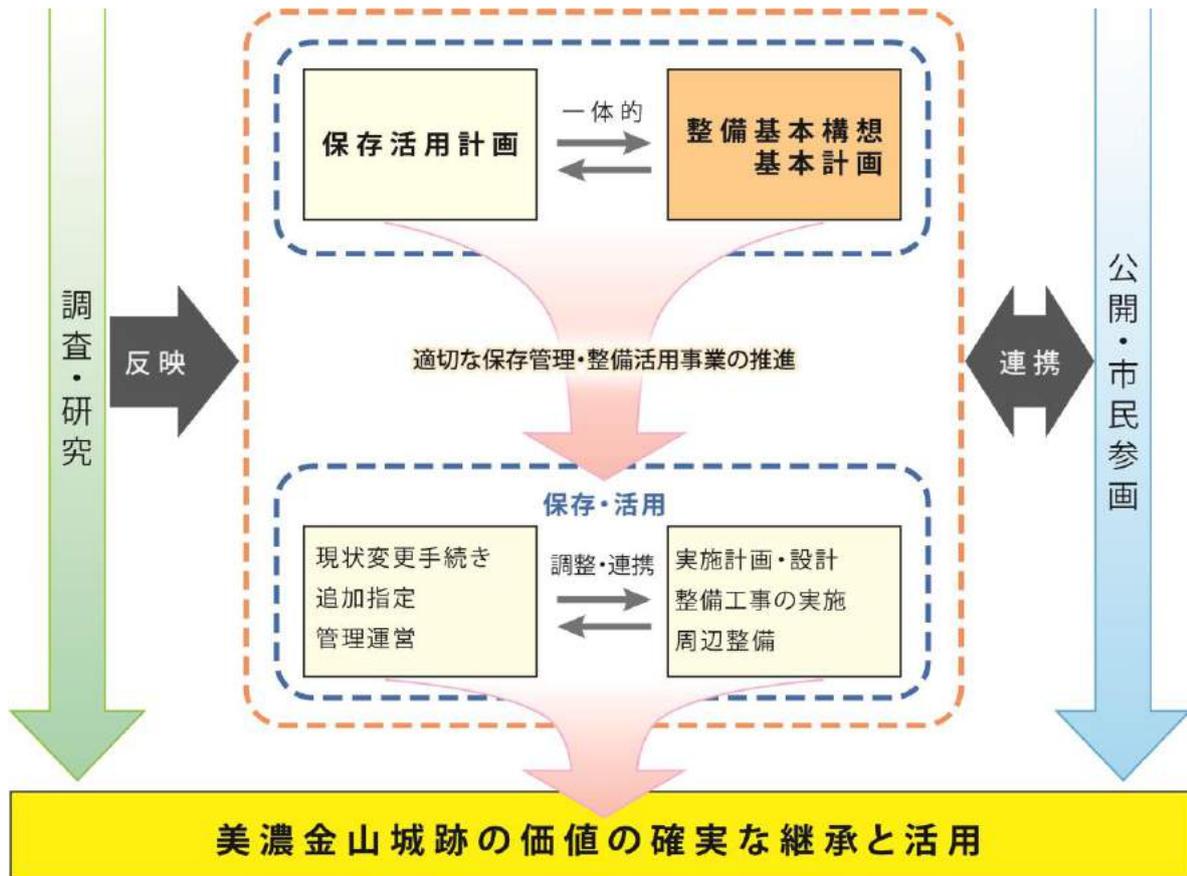


図 1 - 3 整備基本計画の位置付け

(2) 整備基本計画検討の経過

本計画の策定は、平成 29 年度（2017 年度）、30 年度（2018 年度）の国庫補助事業として採択され、史跡美濃金山城跡整備委員会を開催し、諸課題や内容について検討を行った。

委員会の開催日と協議内容

	日程	主な協議内容
第 1 回委員会	平成 28 年（2016 年） 7 月 22 日（金） 午後 1 時 30 分～	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の流れについて ・平成 28 年度（2016 年度）事業の内容について ・整備基本構想について
第 2 回委員会	平成 28 年（2016 年） 12 月 19 日（月） 午後 1 時 00 分～	<ul style="list-style-type: none"> ・整備基本構想について ・整備基本計画に向けて (発掘調査計画、伐採計画、サイン計画)
第 3 回委員会	平成 29 年（2017 年） 9 月 19 日（火） 午後 1 時 30 分～	<ul style="list-style-type: none"> ・整備基本計画について ・発掘調査について ・平成 29 年度（2017 年度）の事業について ・可児市山城連絡協議会からの提案について
第 4 回委員会	平成 30 年（2018 年） 1 月 24 日（水） 午後 1 時 30 分～	<ul style="list-style-type: none"> ・第 6 次発掘調査のまとめ ・看板の設置について ・平成 30 年度（2018 年度）事業について (整備基本計画、伐採計画、第 7 次発掘調査)
第 5 回委員会	平成 30 年（2018 年） 9 月 18 日（火） 午後 1 時 30 分～	<ul style="list-style-type: none"> ・第 7 次発掘調査（経過）について ・整備基本計画について ・伐採事業について
第 6 回委員会	平成 30 年（2018 年） 12 月 10 日（月） 午後 2 時 00 分～	<ul style="list-style-type: none"> ・第 7 次発掘調査（結果）について ・整備基本計画について ・パース図について
第 7 回委員会 (予定)	平成 31 年（2019 年） 2 月 13 日（水） 午後 1 時 30 分～	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント意見後の修正事項について

第5節 関連計画

(1) 第四次総合計画

平成23年(2011年)に策定された第四次総合計画は、『参画』と『協働』による“市民中心のまちづくり”を基本理念とし、まちの将来像「輝く人とまち 人 つながる可児市」の実現を目指すための「基本目標 2 多世代がふれあい、地域で育む心豊かな人づくり」の具体的施策として、「2-5 歴史や文化・芸術に親しめるまちをつくる」「2-5-3 文化財の保護と歴史の継承」を挙げている。

平成27年度(2015年度)には「住みごころ一番可児 若い世代が住みたいと感じる魅力あるまちの創造」を設定した後期基本計画(平成28~31年度(2016~2019年度))がまとめられた。その重点方針の一つとして「地域・経済の元気づくり」が掲げられ、それを実現するため「美濃金山城跡をはじめとする城跡の整備や活用、PR」を含め、「誇りと愛着を高めるまちをつくる 歴史・文化・芸術に親しむ場づくり」が具体的な施策として示された。

(2) 教育基本計画

平成23年(2011年)に策定された教育基本計画では、「ともに学び、ともに育み、だれもが輝くまち・可児～みんなで取り組む ひとつづくり まちづくり ふるさとづくり～」を基本理念とし、前期計画が運用され、平成28年度(2016年度)からは前期計画の基本計画各論部分の見直しにより、後期計画(平成28~31年度(2016~2019年度))がスタートした。「基本目標V 文化・芸術の創造と歴史の継承」では、具体的施策として「文化財の保護と歴史の継承」を掲げ、「指定文化財の整備活用」の一つとして指定文化財の保存・管理、文化財の整備・活用を挙げ、国史跡美濃金山城跡の整備構想・計画の策定を具体的な取り組みとして記載している。

(3) 可児市景観計画

可児市は、平成17年(2005年)、地域の特性に応じた良好な景観の形成によるまちづくりを図るため、「景観法」に基づき「景観行政団体」となった。また、地域ごとの特色ある景観をいかしたまちづくりを推進するために、平成21年(2009年)4月1日に「可児市景観計画・景観条例」を施行した。そのなかで、美濃金山城跡周辺を「山地・丘陵景観」として位置づけ、その景観形成のための取り組みとして、樹林地の保全や眺望景観の保全を挙げている。また兼山の町並みを「歴史的町並み景観」や「社寺・文化財周辺景観」として位置づけ、伝統的な町並みや、国史跡と周辺緑地の一体的な保全を、景観形成の取り組みとして挙げている。

(4) 可児市観光グランドデザイン

平成28年(2016年)に作られた地方創生の重要な柱として位置づけられる観光グランドデザインでは「本物の価値を知る」というコンセプトの中で、市内にある久々利城等と歴史ストーリーをつなぎ、子供から大人まで可児市の歴史への興味を喚起するものとしている。その中で、美濃金山城跡で周辺整備や参加型事業の展開がうたわれている。

第2章 国史跡美濃金山城跡の概要と現状

第1節 国史跡の状況

(1) 自然的環境

自然環境調査については、平成26年度（2014年度）に株式会社テクノ中部に委託した。その際の調査範囲と重点調査範囲については、図2-1の通りである。

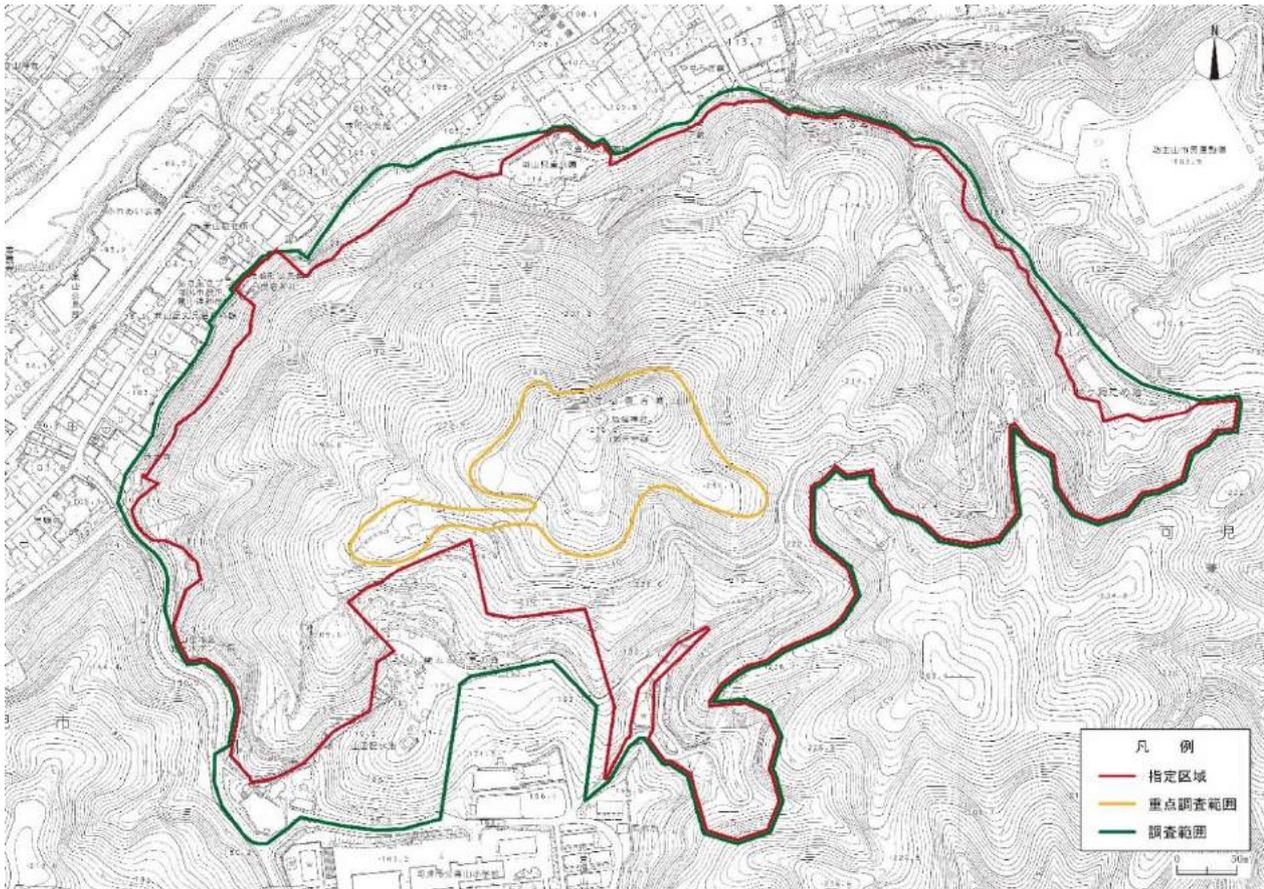


図2-1 自然環境調査 調査範囲

①地質

本調査地に分布する地質は、美濃帯堆積岩コンプレックスのチャート、泥岩、および砂岩からなり、遺構が分布する重要調査範囲内の大部分はチャートである。チャートは泥岩や砂岩と比較すると堅硬であり、崩壊に対する抵抗力が大きいため、遺構の保存管理上は大きな問題はないと考えられる。

ただし、重点調査範囲の東部にある東IV周辺箇所の地質は泥岩主体となるため、その他の箇所と比べると多少変状が出やすい可能性がある。遺構の保全と林道の安全を確保するために対策が必要である。

調査地の東部には高角度断層が南北方向にのびる。断層の規模は小さく、断層に沿って崩壊地などの変状地形は発達していないことから、特別な対策を設ける必要はないと考える。

②地形

本調査地の大部分は急斜面、山麓・山腹緩斜面および頂部緩斜面で構成されており、北側の山麓部に高

位段丘面が断片的に分布するのみである。古城山山頂付近までのびる北側斜面には崩壊を伴う谷地形が存在する。谷部源頭部には層状チャートが崖地形をなして露出しているため、浸食は遺構までは波及しないと考えられる。

また、重点調査範囲南東端部には亀裂が発達した泥岩が露出し、クサビ状に岩盤が抜け落ちた崩壊地が認められる（図2-2参照）。亀裂面はほぼ垂直な構造を示し、堅硬な泥岩であるため、大規模に崩壊する可能性は低く、崩壊が遺構までは波及しないと考えられる。ただし、亀裂に沿って小規模に岩盤が崩壊する可能性はあるため、注視が必要である。

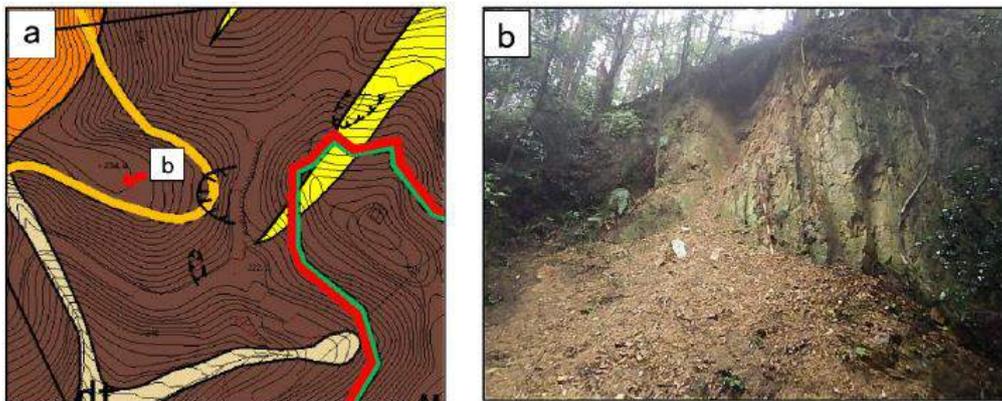


図2-2 亀裂が発達した泥岩の露出及びクサビ上に岩盤が抜け落ちた崩壊地

③動物相

散策路などではイノシシの掘り返し跡が多数確認された。哺乳類のアカギツネ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンカモシカ（いずれも哺乳類）の4種について、アカギツネは巣穴を掘る、イノシシは掘り返しをする、ニホンジカ、イノシシ、カモシカは崖を駆け上がるなどの習性があることから、石垣を崩すなど遺構に影響を及ぼす可能性がある。イノシシは全国的に勢力を増しており、当調査地は岐阜県内でも本種の多い地域に隣接していることから、今後の動向を注視することが必要である。

④植物

古城山山上には、岐阜県指定天然記念物のオオウラジロノキの大径木（指定件名「古城山のオオウラジロノキ（地方名：ヤマナシ）」）が生育しており保護するための対策が必要であるが、それ以外に調査対象地全体で希少種は確認されていない。

山上部城郭遺構にあるほとんどの石垣においては、大径木の根がかりや、石垣の隙間に樹木の生育や切り株などが確認された。また、東Vでは大径木の根返りによる遺構の陥没、東VIでは樹木の根返りによる石垣の崩壊、西IIでは植物の根の成長が原因である石垣の小規模崩壊など実際の被害が確認された。将来的にも大径木の倒壊、根返りによる石垣の崩壊や樹木の生長、押し広げによる石垣の変形、石垣中に残存する切り株の腐食に伴う空隙による石垣の崩壊などが懸念される。ただし、植物が生育することにより土砂の流出防止や地盤の保持、景観の創出などの機能があるという側面もある。これらを加味して遺構を存続させるためには、遺構及び遺構周りの植物を選択的かつ定期的に除伐、除去する必要がある。石垣間の隙間にある切り株等を除去する場合、空隙が生じる場合があるので、養生する等の対策も合わせて必要である。

また、遺構が確認されていない山腹の林内（広葉樹林、植林等）でも、大径木を含む樹木が多数倒れ根返

りなどによる地形の陥没、斜面の小規模な崩壊などが確認された。環境や地形等の保護という観点から、山林の適正な管理が望まれる。



東Ⅴ (大径木の寝返りによる遺構陥没)



東Ⅵ (樹木の寝返りによる石垣崩壊)



西Ⅱ (根の成長による石垣崩落)

(2) 歴史的環境

美濃金山城の歴史は、天文6年(1537年)に斎藤妙春によって築城された烏峰城に始まるとされる(『金山記全集大成』)。築城以前の古城山については文献や考古遺物の面からも明らかではない。

斎藤妙春は、明応5年(1496年)に戦死した斎藤利国(持是院妙純)の嫡子である斎藤利親が「大納言」と称すること、持是院家の菩提寺である善恵寺と斎藤大納言の画像を所蔵する浄音寺が同じ浄土宗であることなどから、持是院家を継承した人物、具体的には斎藤(長井)利隆が死去した後に持是院家を継承した人物と考えられている(横山1984)。

『金山記全集大成』によれば、天文17年(1548年)、斎藤妙春は金山の南側に本拠を持つ久々利氏(土岐悪五郎)に謀殺され、久々利氏は烏峰城周辺をおさえ、城番として土岐重郎右衛門を置いたとされる。しかし、永禄8年(1565年)4月13日付の御嵩町の顔戸八幡神社棟札に、長井隼人佐(道利)が明知荘代官職を有していたことが記されていることから、長井道利が烏峰城主になった可能性が高い(横山2010)。

周知の通り、織田信長は、永禄4年(1561年)に稲葉山城の斎藤義龍が急死したことを受けて美濃に出陣したが、以後苦戦し、同6年(1563年)に拠点を清須城から小牧山に移して美濃攻略を本格化させた。翌年8月には、美濃の斎藤龍興と結んでいた犬山城主織田信清を攻略し、その際に烏峰城も含めたいくつかの城主が降参したとされる(『信長公記』)。

織田信長は中濃平定戦の後、猿啄城(現 坂祝町)を家臣の河尻秀隆に、烏峰城を森可成に与えた。森可成は、入城に際し烏峰城を金山城と改称したという(『信長公記』)。

森可成は、信長による永禄10年(1567年)9月6日の稲葉山城落城後、坂井政尚と共に武儀・加茂郡方面の行政官として活躍するが、元亀元年(1570年)における宇佐山城の戦いで斃れた。可成の死後は、引き続き長可・忠政と森家が城主となった。

金山城は織豊期において森氏の拠点的な城となったが、慶長5年(1600年)2月、徳川家康は、信濃川中島更科・水内・埴科・高井四郡のうちで13万7500石を忠政に与えて海津へ転封させた。海津の領主であった田丸直昌(具忠・具安とも)については、その替地として恵那・土岐・可児三郡のうちで四万石をあてがい、美濃国岩村城主とした。金山城については、犬山城主で木曾代官の石川貞清が支配を兼帯したようである。

関ヶ原の戦いの後、家康は西軍に属した田丸直昌を改易する一方で、慶長6年(1601年)5月23日には信濃国海津へ転封されていた森忠政に対し、論功行賞として信濃国の旧領を安堵するとともに、美濃国

可児・葉栗両郡のうちで1万石を加増した。

金山城については、西軍に属した貞清に代わり、戦後犬山の城番を勤めた櫻井松平家の松平忠頼が在番を命ぜられ、このとき金山領1万5000石の加増を受けるが、その忠頼は慶長6年（1601年）2月に浜松5万石に移ることになる（『寛政重修諸家譜』）。その後、金山城は、徳川家康の四男の松平忠吉が尾張一国を与えられた際に犬山城主となった小笠原吉次によって、その破城がなされたとされる。

なお、金山城の諸施設が犬山に移されたという「金山越」の伝承は、地元の兼山と犬山の双方に残されている（『金山記全集大成』、『正事記』など）。

※破城：石垣の天端や隅を落とすなど、城の象徴的な部分を取り崩し、城としての機能を廃止する行為をいう。

【引用・参考文献】

可児市 2010 『可児市史』 第2巻通史編古代・中世・近世

可児市教育委員会 2013 『金山城跡発掘調査報告書』

兼山町 1972 『兼山町史』（2004復刻）

兼山町教育委員会 1996 『現代語訳 金山記全集大成』

兼山町史蹟保存会 1973 『史蹟美濃金山城趾』

高田徹 2004 「岩村・苗木・金山城下町について」（岐阜県教育委員会編『岐阜県中世城館跡総合調査報告書 第3集 可茂地区・東濃地区』岐阜県教育委員会）

三宅唯美 2006 「戦国期美濃国の守護権力と守護所の変遷」（内堀信雄他編『守護所と戦国城下町』高志書院）

横山住雄 1984 「斎藤大納言と「今枝氏古文書写」」（『岐阜史学』78）

横山住雄 1994 『斎藤道三』（濃尾歴史研究所）

横山住雄 2010 「戦国東濃の扉を開く一苗木・金山・久々利の動向一」（『美文会報』473号）

（3）調査の経過と概要

昭和41年（1966年）から翌年にかけて、兼山町教育委員会、同文化財審議会が中心となり、地元青年団などの協力のもと、金山城跡の発掘調査が行われた。それらの調査の成果（記録）は、『兼山町史』（昭和47年（1972年）発行）や、兼山町史蹟保存会によって発刊された『史蹟美濃金山城趾』（昭和48年（1973年）発行）の中で「金山城趾本丸趾推定平面図」などとしてまとめられている。また、この時の調査に出土した遺物の一部は『金山城跡発掘調査報告書』に掲載されている。

平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）にかけては、国史跡指定を目指して、美濃金山城跡に関連する遺構を調査・確認するため可児市教育委員会が発掘調査を行った。各曲輪において礎石や石敷等が露出している部分は検出作業を行い、建物の配置や規模、残存状況等を確認するとともに、その状況を記録した。また、礎石等が露出していない場所は、露出している部分の状況を基に試掘して精査を行い、遺構の有無を確認した。礎石の抜き取り痕や柱穴等の遺構は、半截して調査するなど検証可能な措置をとることとした。

斜面や虎口部分のうち石垣が露出する部分については、清掃や部分的な掘り下げを行ってその状況を記

録した。埋没部分については、必要に応じてトレンチを設定し、石垣等の有無、範囲、残存状況を確認した。また、この調査は対象とする区域が広大であることから、調査年次ごとに現況地形や石垣を含む調査区の平面図、立面図、断面図を作成し、それらを集成して全体の測量図作成を進めていった。

発掘調査と並行し、既存の文献や過去の調査で出土した考古資料等の、美濃金山城跡関係資料を調査・整理した。また、公園整備や一部改変される前の古城山及びその周辺について、地元の聞き取り調査も実施している。これらの調査については、『金山城跡発掘調査報告書』（平成 25 年（2013 年）発行）にとりまとめられている。

また、今後整備していく上で、各曲輪の構成要素を明らかにするために過去の調査において未発掘部分の発掘調査を継続的に行っていく。本計画策定中の平成 29 年度（2017 年度）、平成 30 年度（2018 年度）にわたり、可児市教育委員会と滋賀県立大学が主郭（本丸）の発掘調査を行った。平成 29 年度（2017 年度）の調査成果は『国史跡美濃金山城跡発掘調査概報 I』（平成 30 年（2018 年）刊行）にとりまとめられている。

発掘調査の経過

【平成 18 年度（2006 年度）】

第 1 次調査は、平成 18 年（2006 年）11 月 7 日～平成 19 年（2007 年）2 月 2 日まで行った。この調査では、主郭（本丸）部分の建物跡や主郭（本丸）に付随する石垣などの保存状況の確認を目的とした。主郭（本丸）の現地表面にみられる礎石を基準に、平坦面に 4 本の、北側の石垣部分の屈曲部分に 1 本のトレンチを設定した。また、主郭（本丸）の 4 面にみられる石垣には堆積土が被り目視できない状況であったため、その堆積土を除去し、石垣の連続性と遺存状況の確認と図化を行った。

【平成 19 年度（2007 年度）】

第 2 次調査は、平成 19 年（2007 年）10 月 1 日～12 月 7 日まで行った。この調査では、主郭（本丸）部分を取り囲む東 I（東腰曲輪）、南 I（南腰曲輪）、南 II（西腰曲輪）、枡形虎口の調査を行い、各平坦面の遺構及び礎石建物の確認を目的とした。各曲輪にみられる石垣については主郭と同様に堆積土の除去、清掃、図化を行った。

東 I は 3 本のトレンチ及び壺掘りを行い、各礎石の確認を行った。「井戸跡」という伝承のある部分では、石積みの枡形遺構を検出し、その規模を確認した。

南 I（南腰曲輪）では平坦面に 3 本のトレンチ調査と壺掘りにより、礎石配置の確認を行った。また、北東部分の東 III（東部曲輪南）への虎口部分と想定される部分に 4 ヶ所のトレンチを設定し、形態の確認を行っている。

南 II（西腰曲輪）では 2 本のトレンチ調査と壺掘りにより、礎石の確認を行った。枡形虎口は現存する礎石を手がかりにトレンチを設定し、門の礎石を確認した。

【平成 20 年度（2008 年度）】

第 3 次調査は、平成 20 年（2008 年）10 月 16 日～12 月 15 日まで行った。南 II（二の丸）、西 I（三の丸北曲輪）を調査対象とし、各曲輪の中で伝承が残っている場所の検討、及び後世に設置されたバンガロ

一の跡の確認などを行った。

南Ⅱでは壺掘りを行って礎石の確認を行うとともに、微高地の部分にトレンチを設定した。また、南面にある石垣の堆積土の除去、清掃、図化を行った。

西Ⅰでは壺掘りにより礎石の確認を行っている。

【平成21年度（2009年度）】

第4次調査は、前年度の指導委員会の結果を受け、城跡の範囲確認のために伝「米蔵跡」の調査を行った。期間は、平成21年（2009年）10月13日～11月30日までである。児童公園として利用されていた部分にトレンチを設定し、金山城該当期の遺構の確認を行った他、北面にある高石垣の清掃、図化を行った。

【平成22年度（2010年度）】

第5次調査は、平成22年（2010年）10月20日～12月22日まで行った。調査地は、東Ⅱ（東部曲輪）、東Ⅲ（東部曲輪南）、東Ⅳ（東部曲輪南東）、東Ⅵ（左近屋敷）、西Ⅱ（三の丸）である。

東Ⅱでは十字にトレンチを設定し、礎石建物と平坦面の造成について調査した。

東Ⅲでは虎口部分の調査を行っている。また、東Ⅳにおいても平坦面の状況を調査している。

東Ⅵでは4本のトレンチを設定し、礎石建物の確認と石垣の状況を確認した。北側二段の石垣の清掃、図化を行っている。

西Ⅱではトレンチを4本設定し、礎石建物と整地土の確認を行った。また、北側の虎口部分の形態の確認も行っている。それとともに三面にある石垣の清掃作業と図化を行った。

西Ⅲ（出丸）部分でも踏査を行ったほか、南側の石垣の清掃作業と図化を行っている。

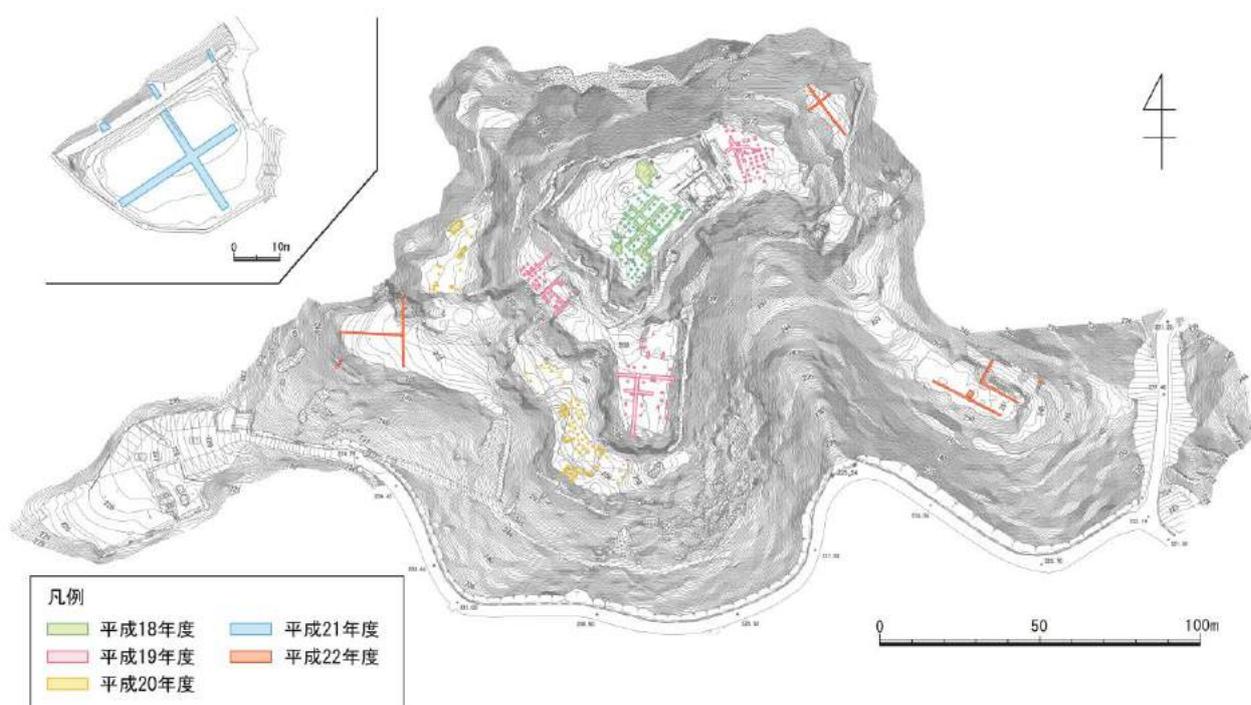


図2-3 発掘調査位置図

【平成 29 年度 (2017 年度)】

平成 29 年度 (2017 年度) は、9 月 2 日～10 月 27 日まで主郭の天守と想定される I 区と II 区の調査を行った。

I 区では天守台と想定される内側の東面と南面の石垣が検出され、I 区に空けたトレンチの土層から黒色埋土の掘り込みがある地山面 (第 1 期)、石垣が造られた整地面 (第 2 期)、石垣を埋めた礫層面 (第 3 期) の三つの時期が確認された。第 1 期に瓦を葺いた建物はなく、第 2 期以降に瓦葺の建物があったことも想定された。

II 区では石列や礎石が検出された他、敷石遺構が 2 か所検出された。これらの敷石遺構は、通路や庭園遺構の一部と想定される。

【平成 30 年度 (2018 年度)】

平成 30 年度 (2018 年度) は、8 月 8 日から 9 月 28 日まで天守台の北側範囲 (I 区) と虎口部分 (III 区)、虎口想定部分 (IV 区) の調査を行った。

I 区では昨年度の調査で明らかとなった内側の東面石垣の続きが 2 石検出されたが、北面石垣はほぼ残っていないことが明らかとなった。

III 区は、石垣付近から現地表面より下に新たな礎石が検出され、虎口が二時期以上の変遷があることが明らかとなった。また、虎口に見られる北面と東面の石垣は同時に造っていることを確認した。

IV 区は攪乱を受けてはいるが、虎口でないことが確認できた。

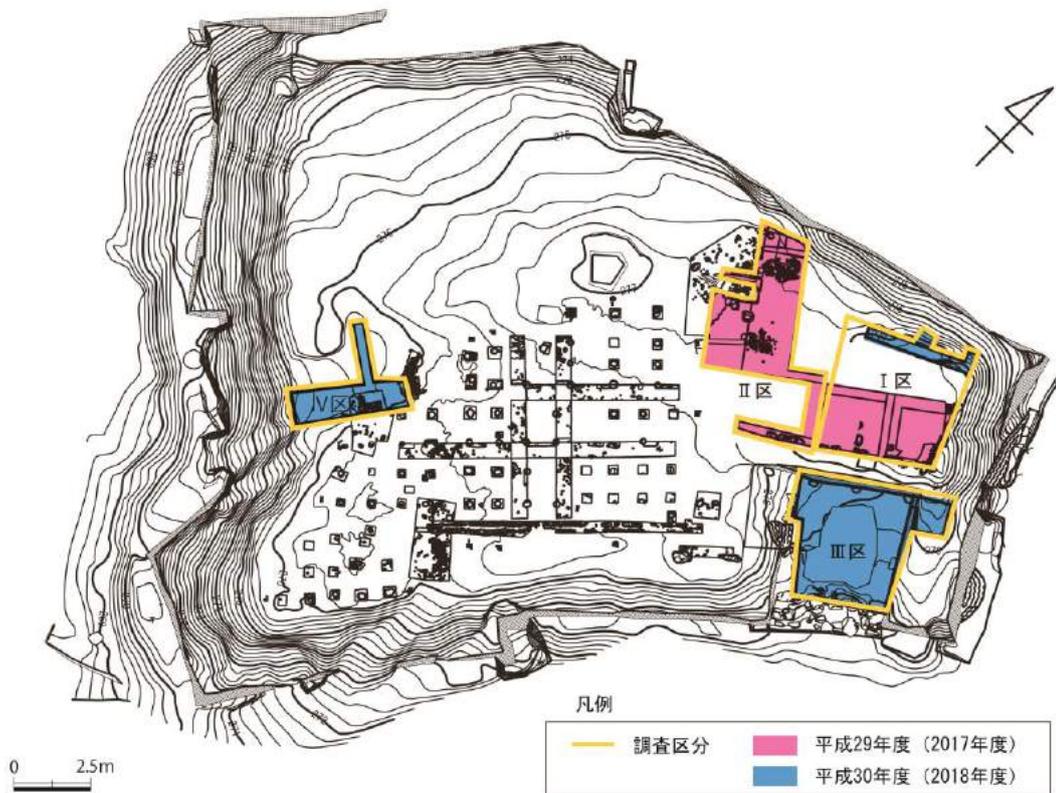


図 2-4 主郭調査区位置図

第2節 国史跡指定と範囲

(1) 国史跡の指定

美濃金山城跡は、平成25年(2013年)10月17日に国史跡の指定を受ける(平成25年(2013年)10月17日付け文部科学省告示第142号)。

指定年月日：平成25年(2013年)10月17日
所在地：岐阜県可児市兼山字古城山1418番地211 外22筆
指定面積：302,466.60㎡

また、平成26年(2014年)3月24日に国史跡美濃金山城跡を管理すべき地方団体として、可児市が指定される(平成26年(2014年)3月24日付け文化庁告示第9号)。

なお、指定地(302,466.60㎡)のうち、可児市有地261,328.71㎡、民有地41,137.89㎡、となっている。

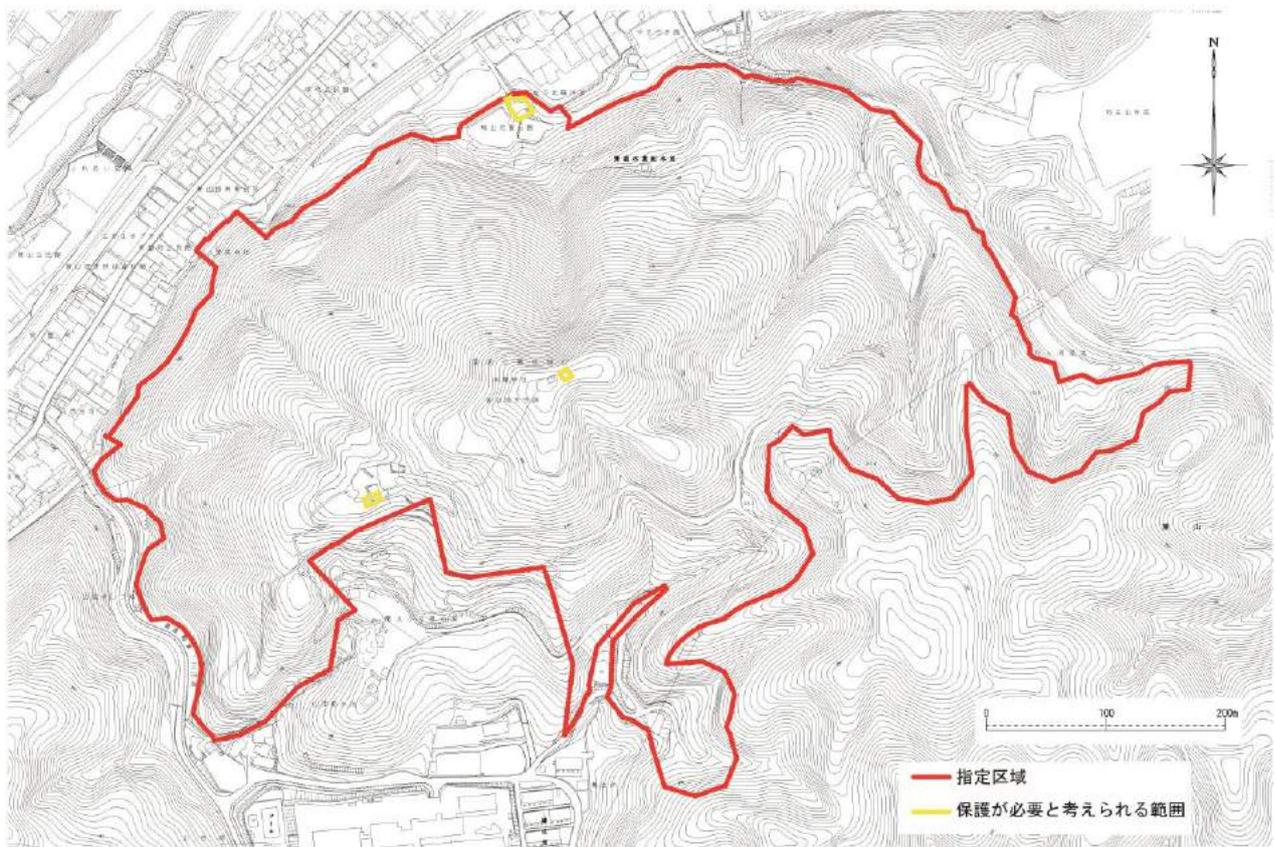


図2-5 国史跡美濃金山城跡指定範囲図

(2) 各種法令による位置付け

国史跡美濃金山城跡は文化財保護法、自然公園法、森林法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、砂防法等多くの法令により規制・保護されている。それぞれの法令の対象範囲等を図1-2、2-6、2-7に示す。

①文化財保護法（図1-2）（3頁参照）

文化財保護法に基づき、国史跡に指定されている範囲であるA地区は、文化財保護法の規制を受け、「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」には文化財保護法は第125条に基づき、文化庁長官等の許可（国の機関である場合は法第168条の同意）を受けなければならない。

B地区は国史跡指定外であり、周知の埋蔵文化財包蔵地外の場所である。工事等があった場合に新規発見があった際に文化財保護法96条、97条に基づき文化庁長官に届け出なければならない。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地であるC地区は土木工事等を行う際には掘削を着手する前に文化財保護法第93条第1項、第94条第1項に基づき、文化庁長官に届け出なければならない。

②自然公園法（図2-6）

A地区、B地区及びC地区の木曾川沿いは飛騨木曾川国定公園法の範囲にあり、第2種特別地域である。自然公園法第20条第3項又は第21条第3項、岐阜県立自然公園条例第9条第4項の規定により、土地の形状変更等の行為を行う場合に事前に許可を得ることが必要である。

③森林法（図2-6）

保安林においては森林のはたらきを維持するために、伐採の制限や伐採後の植栽の義務、森林内での様々な作業行為についての制限が課されるため、森林法に基づいた申請が必要となる。A地区である指定地内には農林水産大臣または都道府県知事が森林法第25条、25条の2、27条～33条に基づき指定した保安林が6筆含まれる。

④急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（図2-7）

この法律は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もつて国民の安定と国土の保全とに資することを目的とするものである。A地区の北側の城下町に接する地域は急傾斜地崩壊危険区域に指定されており、指定区域内では急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発する恐れのある行為は禁止されており、区域内行為許可申請が必要となる場合がある。

⑤砂防法（図2-7）

砂防法（明治30年（1897年）3月30日法律第29号）に基づき治水上砂防のための砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定した一定の土地の区域が砂防指定地である。B地区の一部に砂防指定地があり、指定地内では治水上砂防のために支障のある行為を防止する観点から一定の行為に制限があり、都道府県知事の許可が必要となる。

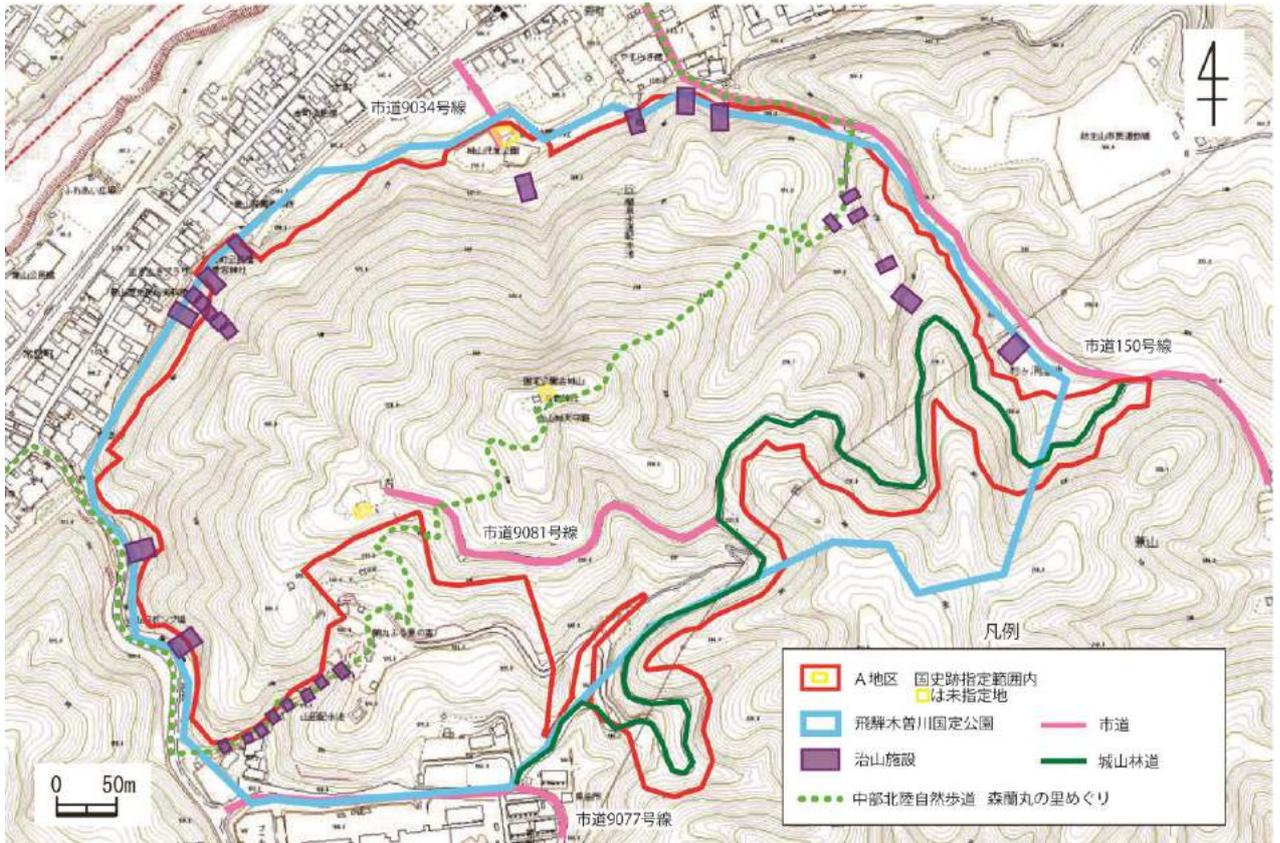


図2-6 飛騨木曾川国定公園範囲と治山施設等の分布図

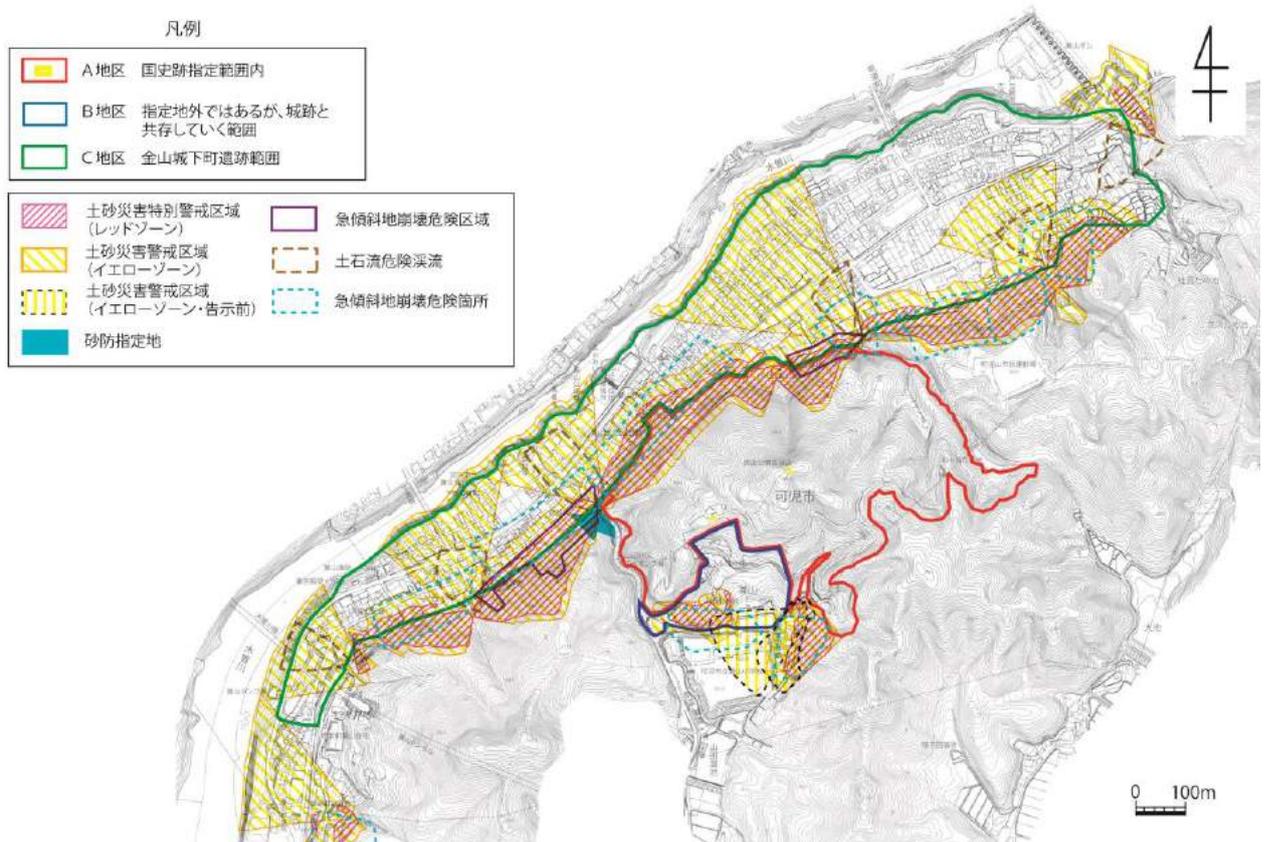


図2-7 急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地等
(「GIS ぎふ」を参考に作成)

(3) 指定理由 (『月刊文化財』600号、平成27年(2015年)に一部加筆・修正)

美濃金山城跡は木曾川中流域の左岸、可児市兼山の古城山にある戦国期から織豊期にかけて営まれた山城である。江戸期の伝承によれば、天文6年(1537年)美濃国守護代の一族である斎藤氏が築き、烏峰城と呼ばれたが、永禄8年(1565年)織田信長の家臣森可成が城主となって金山城と名称を改めたとされる(『金山記全集大成』)。嫡子長可、忠政と森氏が35年間にわたって城主を務め、織豊政権下の東美濃支配の拠点となった山城である。金山には川湊があり、木曾川舟運に大きな役割を果たしたと考えられている。慶長5年(1600年)、関ヶ原の戦い直前に忠政は信濃川中島に転封され、金山城は犬山城主石川貞清が兼帯して支配するところとなり、慶長6年(1601年)犬山城主小笠原吉次によって城が破城されたとされる。金山(明暦2年(1656)に兼山と改称)は幕府の代官支配を経て、元和元年(1615年)尾張藩領となり城跡一帯は留山となった。明治以降官林(国有林)となり、昭和28年(1953年)に兼山町(現可児市)に払い下げられている。

金山城の諸施設が犬山城に移築されたという「金山越」の伝承(津田房勝『正事記』等)から、戦前から主郭の建物跡に関心が向けられ、主郭の測量調査や発掘調査等が行われてきたが、可児市教育委員会は平成18年度(2006年度)より城跡全体の測量と確認調査を実施し、全体構造等の究明に努めてきた。金山城跡は山上の最高所(標高276メートル)に主郭を設け、その東、南、西に続く尾根筋に、それぞれ数メートルの段差をもって曲輪群を配置している。北側にも小規模な曲輪があり、南西端に「出丸」と呼ばれる曲輪(西Ⅲ)がある。南Ⅰと主郭北東部に柵形虎口が残る。南東端に「左近屋敷」と伝承される東Ⅵがある。城跡は以上の山上部の曲輪と北麓部にある「米蔵跡」と伝承される曲輪から構成され、「米蔵跡」には高さ5.3メートルほどの石垣が積まれている。「米蔵跡」と主郭との比高は約160メートルである。

発掘調査の結果、4棟の礎石建物が検出された主郭をはじめ、各曲輪に川原石を用いた礎石建物が存在することが明らかとなった。出土遺物には土師器(かわらけ)、瀬戸美濃産陶器(碗、皿、鉢等)、中国製磁器、瓦等があり、最盛期と考えられる16世紀後半には10の曲輪に礎石建物が存在していたことが確認された。主郭等では建て替えがあったことも確認されている。出土した瓦に桐紋の軒平瓦があり、道具瓦や飾瓦の存在からも主郭には瓦葺の建物が存在したことが推定される。主郭の全周を石垣が囲むが、各曲輪の石垣は部分的である。破城以前は、高さ3メートルにも及ぶ石垣が構築されていたと考えられる場所があり、大がかりな普請が想定される。岩盤を加工した箇所等、曲輪の造成上の必要性とともに、視覚的な効果も意図していたと考えられる。金山城跡は、江戸時代において留山として後世の改変があまり加わらず、破城の様子をよくとどめている点でも価値が高い。瓦の導入や石垣の構築等、織豊系城郭の特徴をよく示している。

このように、美濃金山城跡は石垣や瓦を使用した織豊系城郭の特徴をよくとどめており、元和以前の慶長期の破城の状況とともに、山城の変遷を考える上で重要な遺跡である。戦国期から織豊期にかけての動乱と、統一の過程が東美濃地域においてどのように展開したのか、東美濃の政治状況を知る上で重要である。



発掘調査での主要な遺物



高さ3メートルに及ぶ石垣があったと考えられる箇所(西Ⅱ 東側)

第3節 国史跡美濃金山城跡を構成する価値

国史跡指定の理由の要約は、以下のとおりである。

- ①礎石建物、瓦、石垣といった織豊系城郭の特徴を残した城跡である。
- ②自然地形を利用した山城の築城構造がわかり、戦国織豊期の土木工事技術が明確である。
- ③破城後の後世の改変が少なく、慶長期の城割の状況がよくわかる。

また、国史跡美濃金山城跡は、上記の歴史的な価値以外にも、次のような価値を有する。

- ①蘭丸ふるさとの森公園とあわせて豊かな自然が残り、憩いや安らぎを提供している。
- ②良好な遺構が残っており、城づくりのエッセンスを通して戦国時代の様相の一端を学べる。
- ③兼山の町場と比高差が約180メートルあり、山城を通る中部北陸自然歩道は健康づくりやハイキング等に利用できる。
- ④学校教育や生涯学習において、自然観察やふるさとの歴史学習等の場として利用できる。

第4節 現状と課題

整備事業を進めるにあたり、現状の保存・活用に関する取り組みと課題について整理する。

(1) 各エリアの現状と課題

美濃金山城跡は、昭和41年(1966年)の発掘調査による整備や記念碑等の建立、昭和30年代の古城山のキャンプ場開設に伴う改変のほか、平成18年度(2006年度)以降の可児市教育委員会による調査後も見学者の安全を確保するため、便宜的に簡易な整備を行った場所がある。また、旧兼山町が平成16年度(2004年度)に出丸石垣の隅角の積み直しを行っているが、それらの改変状況の詳細な記録は残っていない。今後整備作業を行うには、過去の資料等を検討し、現在までの改変を確認するための調査を行う必要がある。また、城跡内に残る礎石、石垣、土塁、切岸等の遺構の劣化や棄損を防ぐための環境整備も課題となる。現在残る遺構の保存管理方法やその技術について調査・研究を継続的に行いながら、適切に保存し、それらを「見せる」ための計画が必要となる。

国史跡指定地内のうち、山頂及び山麓部分の主たる城郭遺構が残る部分を①～⑧地区に分け、各曲輪の現状と課題を列挙する。

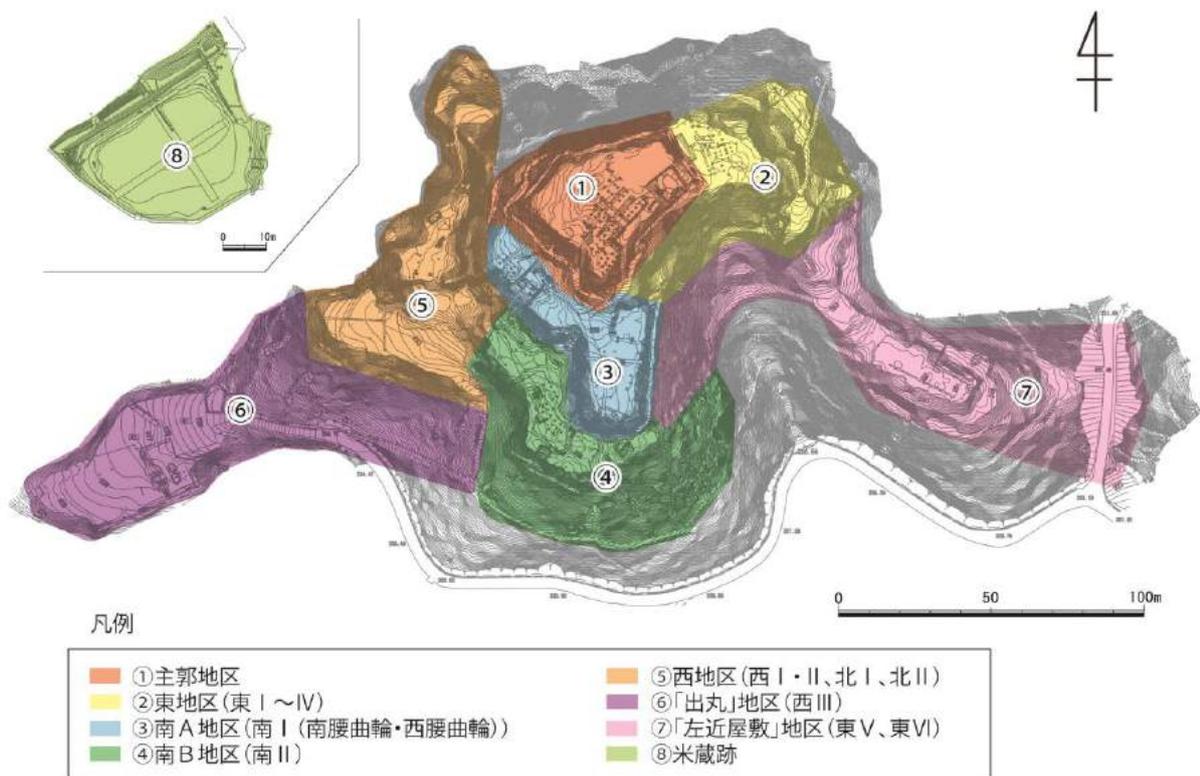


図2-8 城郭遺構のエリア区分図

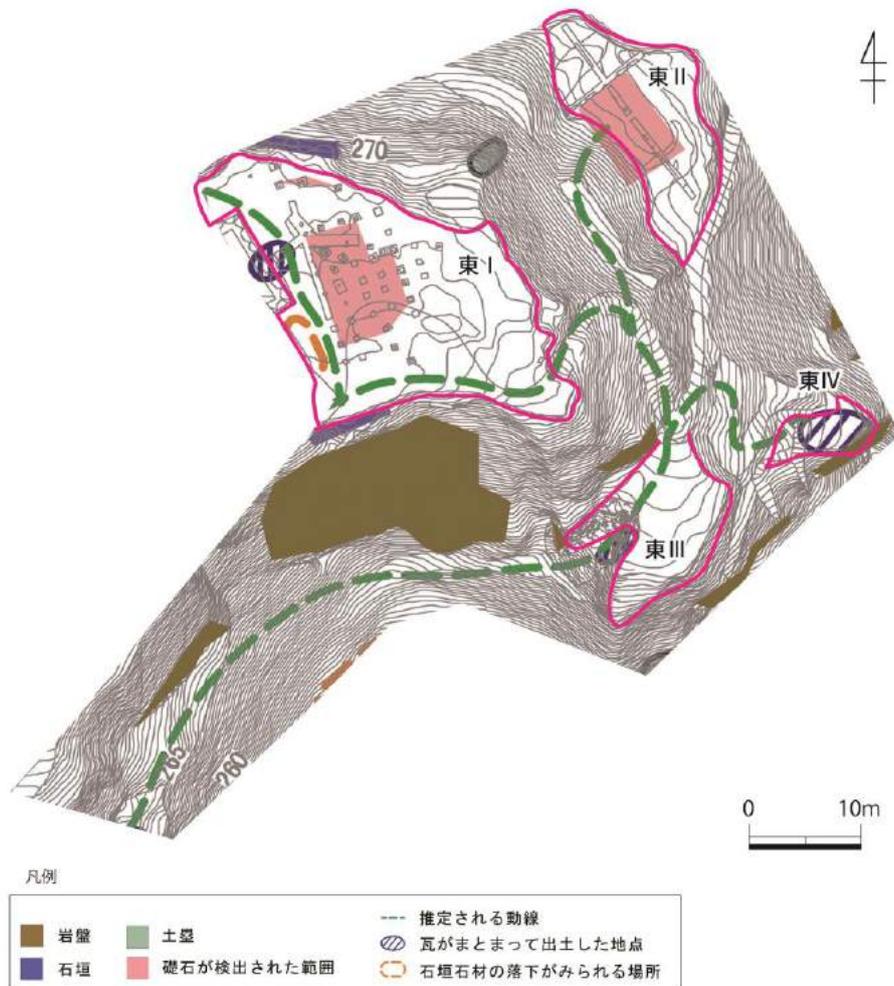
①主郭地区



《現状と課題》

- ・礎石や小型の川原石等が露出している部分が多くあり、城が機能していた当時の面と同じ面を踏めるという利点はあるが、風雨や人為的に劣化や棄損、移動が進んでいく可能性があるため、保全が必要である。
- ・現在の面は破城時の面が露出している状態であり、土中にはそれ以前の遺構面が眠っている。過去の発掘調査により天守と想定される部分で三時期以上、御殿と想定される部分で二時期の変遷が想定されるが、その成果を反映する解説サインが必要である。
- ・主郭には全方向の四面に石垣があり、破城の痕跡が良好に残っているが、ハラミ等により崩れる可能性があるため、保全対策が必要である。また、石垣の下方が土砂に埋まっており、本来の石垣が見えていないため、土砂の除去等が必要である。
- ・見学者の安全を確保するために行った過去の整備の中で、城が機能していた当時のものと誤解を生む石段や木製階段があるため、それを撤去、またはその旨を表示した説明サインの設置などの動線の整備が必要である。
- ・設置されている解説サインやベンチの劣化が見られるため、最新の成果を伝える解説サインやベンチの建て替え等が必要である。
- ・過去にあった建物撤去の際に出た石材が一部に積みれ、景観を阻害しているため、撤去が必要である。
- ・一部国史跡の未指定地があるため、必要に応じ追加指定を目指す必要がある。
- ・眺望の確保は行っているが、美濃金山城跡から何が見えたのか、あるいは城跡の位置を伝える要素に欠けているため、眺望に関する解説サインが必要である。
- ・主郭の中央付近には記念碑が建立されている。

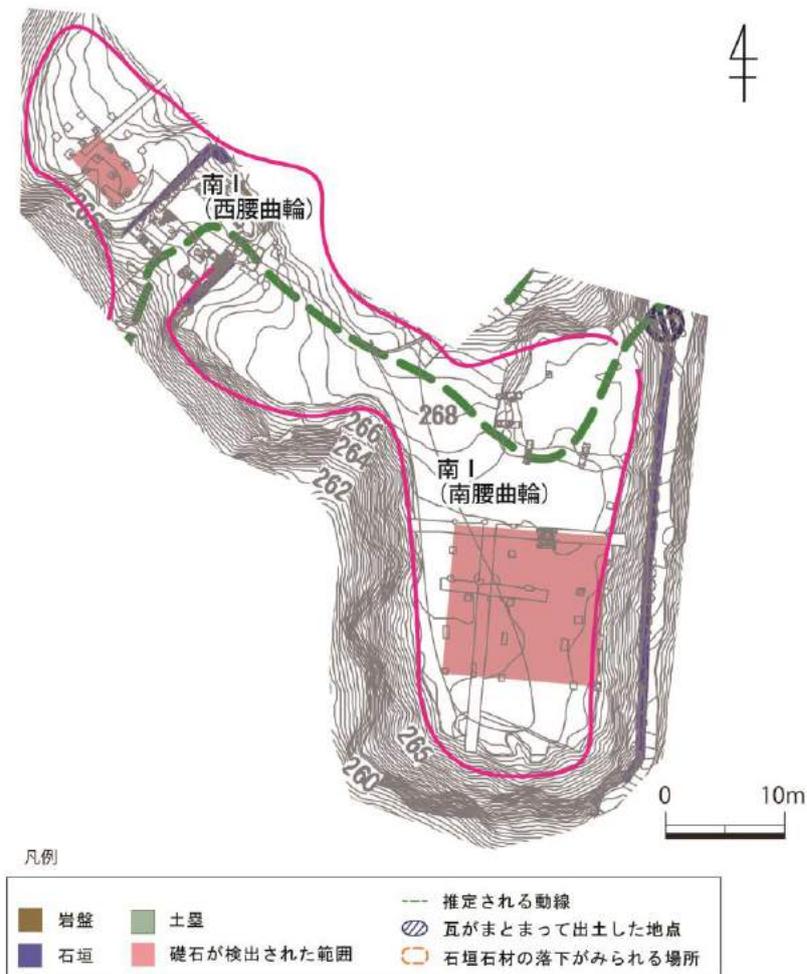
②東地区（東Ⅰ～Ⅳ）



《現状と課題》

- ・東Ⅰでは露出している礎石は、風雨や来訪者の歩行等により劣化や棄損が進んでいく可能性があるため、保全が必要である。また、北側石垣ではハラミやズレがあり、同様に保全対策が必要である。
- ・東Ⅰにある柵形遺構付近には破城の際に落とされた石があるが、原位置を保っているのか、動かされているのか分からないため、撤去等の検討が必要である。
- ・東Ⅰでは発掘調査時等に出た石材や礫が曲輪内に積まれているため、城が機能していた当時のものと誤解を生まないように説明看板設置等や撤去の対策が必要である。
- ・東Ⅰにある柵形遺構について性格解明のための調査が必要となる。
- ・東Ⅱは発掘調査により二時期の遺構が確認されているが、その成果を反映する解説サイン等が必要である。
- ・東Ⅲでは発掘調査により南Ⅰ（南腰曲輪）からの虎口が確認されているが、現地では窪んだ地形のみが残り、その成果を反映する解説サイン等が必要である。
- ・東Ⅳでは多くの瓦が出ており、その性格が不明なままであるため、性格解明のための調査が必要となる。
- ・東Ⅲや東Ⅴに見られる露出している岩盤は自然地形を利用した城の特徴であるが、風化していく可能性があり、保全対策が必要である。

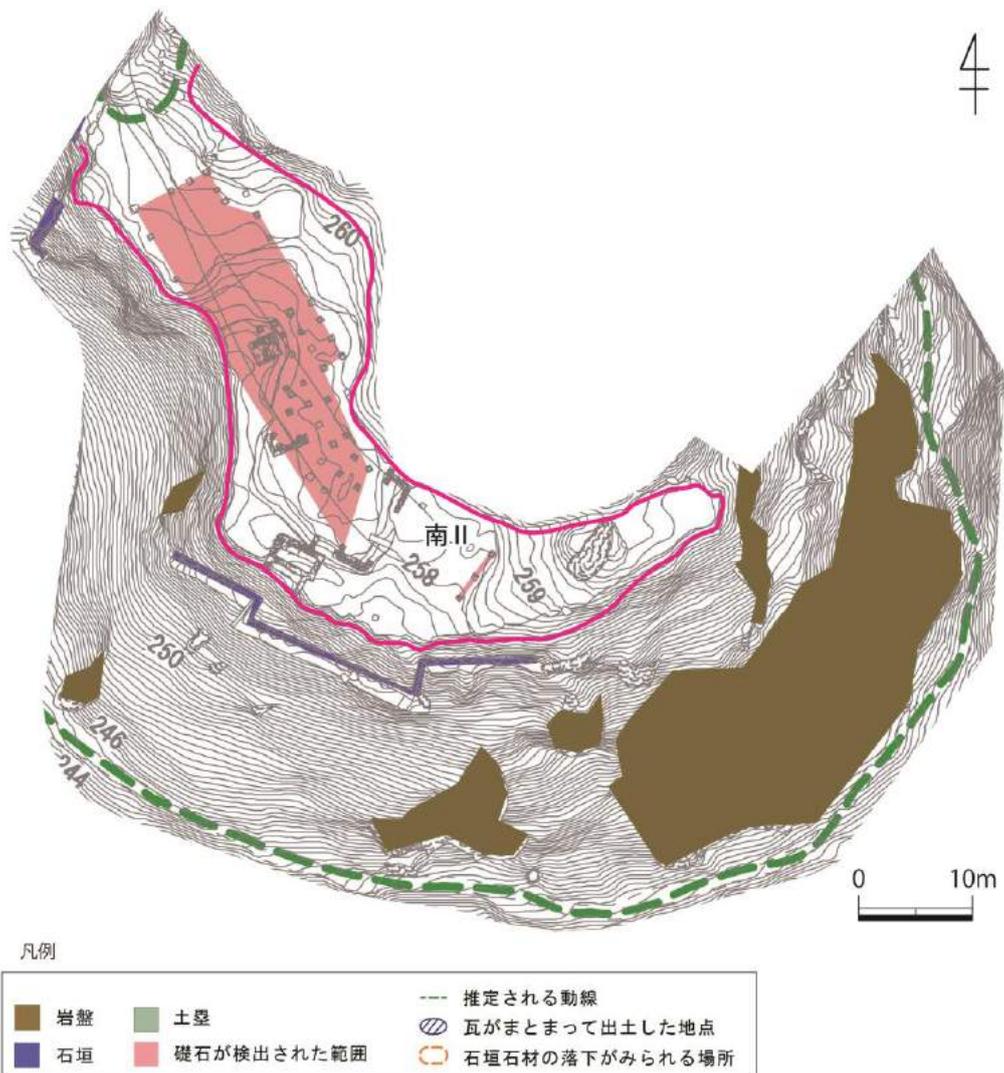
③南A地区（南Ⅰ（南腰曲輪・西腰曲輪））



《現状と課題》

- ・露出している礎石は、風雨や来訪者の歩行等により劣化や棄損が進んでいく可能性があるため、保全が必要である。
- ・南腰曲輪の東側石垣には木の根等によるハラミ等の可能性があり、対策が必要である。
- ・南腰曲輪から東Ⅲへの動線を確保するために北東部分の性格解明のための調査が必要である。
- ・西腰曲輪に見られる枡形虎口の石垣は後世に積み直しをした部分があり、城が機能していた当時のものと誤解を生まないように説明サイン設置等や撤去の対策が必要である。
- ・西腰曲輪の北側石垣には抜けが見られ、今後の経過により保全対策が必要となる。
- ・発掘調査で明らかとなった枡形虎口の構造について最新の成果を伝える解説サインが必要である。その他にも過去の発掘調査により明らかとなった、埋め戻しを行った遺構を説明する解説サイン等が必要である。
- ・西腰曲輪には伐採木が集積されている部分があり、撤去が必要である。

④南B地区（南Ⅱ）



《現状と課題》

- ・露出している礎石は風雨や来訪者の歩行等により劣化や棄損が進んでいく可能性があるため、保全が必要であり、過去の発掘調査で検出された礎石は、埋め戻しをしているため、説明する解説サイン等が必要である。
- ・平成 22 年（2010 年）の豪雨により斜面が崩れ、土砂が曲輪本来の面を埋めているため、撤去が必要である。また、現在は崩れた斜面を養生しているが、復元等の検討が必要となる。
- ・曲輪には南側及び西側に石垣が見られるが、ズレやハラミが見られる部分があるため、保全対策が必要である。また、石垣の下方が土砂に埋まっており、本来の石垣が見えていないため、土砂の除去等が必要である。

⑤西地区（西Ⅰ、西Ⅱ、北Ⅰ、北Ⅱ）



《現状と課題》

- ・西Ⅰ、西Ⅱにおいて露出している礎石は、風雨や来訪者の歩行等により劣化や棄損が進んでいく可能性があるため、保全が必要である。
- ・西Ⅰに昭和30年代に造られたバンガローの跡があり、城が機能していた当時の景観に戻すために撤去が必要である。
- ・西Ⅰには破城の際に落とされた石があるが、原位置を保っているのか、移動しているのかわからないため、後者の場合には撤去等の検討が必要である。
- ・西Ⅰには伐採木が集積されているため、撤去が必要である。
- ・西Ⅱにある北・西・南側の石垣はハラミや抜けがあり、保全対策が必要である。また、石垣の下方が土砂に埋まっており、本来の石垣が見えていないため、土砂の除去等が必要である。
- ・西Ⅱの虎口部分の露出している岩盤は自然地形を利用した城の特徴であり、今後風化していく可能性があり、保全対策が必要である。

- ・虎口内部の構造が不明瞭であるため、調査を行い、虎口から西Ⅱ方面へどのように動線が引かれているかを明らかにし、整備する必要があるとともに樹木の伐採等を検討する必要がある。
- ・西Ⅱの東側には記念碑が建立されている。
- ・西Ⅰから北Ⅰ及び北Ⅱへの経路の道幅を明らかにするために山側の調査を行い、動線を確保する必要がある。

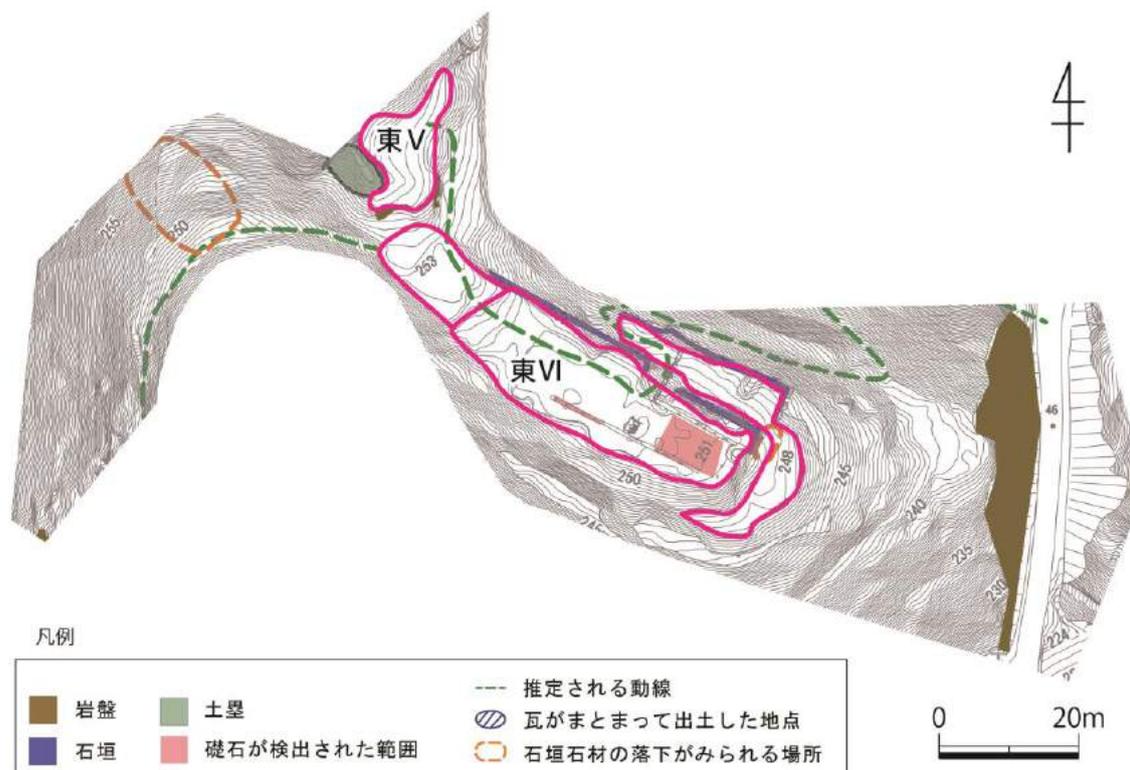
⑥出丸地区（西Ⅲ）



《現状と課題》

- ・露出している礎石は、風雨や来訪者の歩行等により劣化や棄損が進んでいく可能性があるため、保全が必要である。
- ・南側にある石垣は後世に一部積み直しを行っているが、ハラミや抜け等があり、保全対策が必要である。また、石垣の下方が土砂に埋まっており、本来の石垣が見えていないため、土砂の除去等が必要である。
- ・愛宕神社付近から登城をする場合の虎口や通路について不明瞭であるため、調査が必要である。
- ・設置されている解説板やベンチの劣化が見られるため、最新の成果を伝える解説サインやベンチの建て替え等が必要である。
- ・アスファルト舗装した駐車場については、修繕等が必要になった場合は発掘調査を実施したうえで城跡にふさわしい舗装などに変更する必要がある。
- ・設置されているトイレが時代性を誤解するような意匠（37 頁図 2-11 参照）となっているため、城跡という性格ではなく景観に配慮した意匠にする必要がある。
- ・城跡当時以外の現在機能を果たしていない構築物については、将来的に撤去を検討する。
- ・眺望の確保は行っているが、美濃金山城跡から何が見えたのか、あるいは城跡の位置を伝える要素に欠けているため、眺望に関する解説サインが必要である。
- ・一部未指定地があるため、必要に応じ追加指定を目指す必要がある。

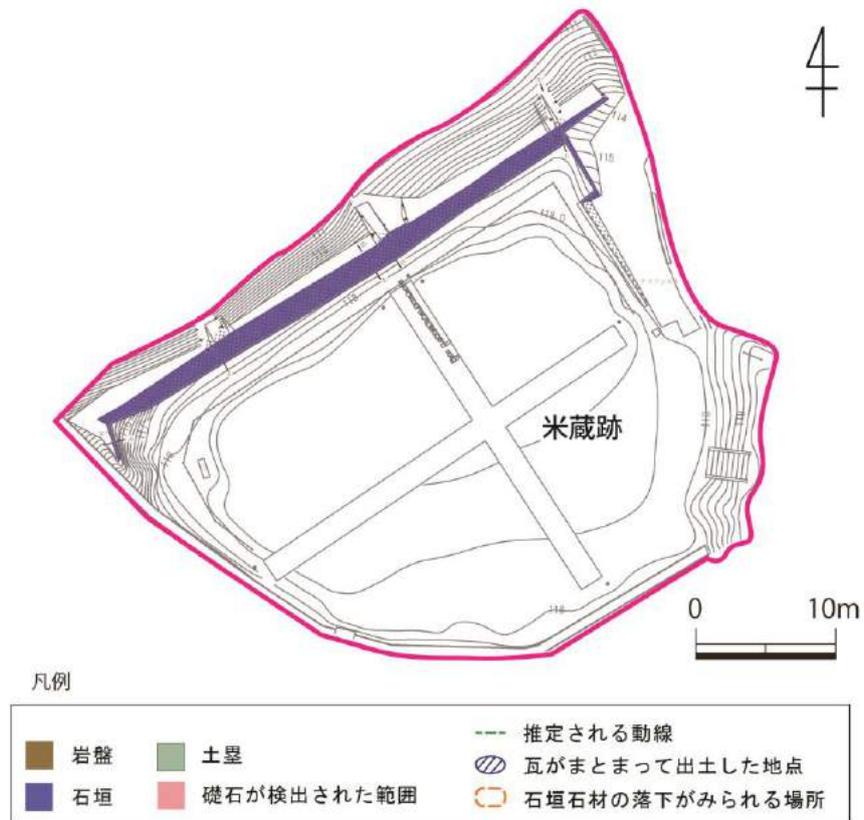
⑦左近屋敷地区（東Ⅴ、東Ⅵ）



《現状と課題》

- ・東Ⅴ付近にある土塁が風雨等により劣化していく可能性があるため、保全対策が必要である。
- ・北側にある二段の石垣はハラミや抜け等があり、樹木の伐採等の保全対策が必要である。また、石垣の下方が土砂に埋まっており、本来の石垣が見えていないため、土砂の除去等が必要である。
- ・過去の発掘調査で検出された礎石は、埋め戻しをしているため、説明する解説サイン等が必要である。
- ・現在は訪れることが困難な地区であるため、来訪者が訪れるよう大堀切や西Ⅱ及び西Ⅲ付近からの動線の検討を行い、整備が必要である。動線をひいた際には安全性や眺望確保のための伐採等が必要となる。

⑧米蔵地区



《現状と課題》

- ・北側・東側・西側にある石垣はハラミや抜け等があり、保全対策が必要である。また、過去の調査で根石の確認を行っているが、石垣本来の高さが分かるような整備をする必要がある。
- ・西側の石垣は一部壊れている部分があるため、積み直しを行う必要がある。
- ・発掘調査では城跡当時の遺構は滅失している可能性が高いことが分かったが、明治期に使われていた氷場の遺構が検出されているため、当地の利用変遷についての解説サイン等が必要である。

現状の課題となる遺構の様子



①主郭地区：露出している礎石



②東地区：枅形遺構付近と周辺の石材



③南A地区：枅形虎口の石垣



④南B地区：崩れた斜面（養生済）



⑤西地区：露出した岩盤のある虎口



⑥出丸地区：眺望地付近の様子



⑦左近屋敷地区：北側の石垣



⑧米蔵地区：西側の石垣

(2) 活用の現状と課題

①城の価値が理解できる見学コースの設定

城を見学するには来訪者が城の構造を体感し、城郭構造が持つ意味を明確に理解することができるコースを設定することが望ましい。現状の見学コース（石段もしくは擬木、木製の階段等を設置）は、中部北陸自然歩道によるものであり、美濃金山城跡の理解に十分とは言えない。そのため、既存の動線を活かしながら過去の調査に基づいた城が機能した段階の動線に来訪者の利便性を踏まえて検討する必要がある。その検討に基づいて城跡本来の動線と異なる既存の動線は撤去して動線の再整備を行い、サイン看板も含め美濃金山城跡の特徴を理解できるように取り組む必要がある。

また、町場（旧城下町）と城跡を結ぶ既存の登城路は、城跡が機能していた当時の動線となっていない（46 頁図 4-2、47 頁図 4-3 参照）。将来的には『金山城跡発掘調査報告書』38、39 頁で推定された登城路を元に、本来の登城路を整備する必要がある。

城跡内には、破城行為による石垣の石材が各所に散在している。裏込め石の崩落も含め、通路の安全性を確保するための対応が必要となる。ただ石材の存在が破城の痕跡ともいえるので、その点も配慮する。



破城行為による石材の散在
(西Ⅱ)

②眺望・景観の有効活用

美濃金山城跡は、木曾川や中山道といった交通の要所に設定され、交通・流通の支配機能を有するところに歴史的価値がある。そのため木曾川、湊、町場を監視する機能を有したと考えられる曲輪などからの眺望を確保する必要がある。北側の巨大な岩盤は、町場から石（岩）の要塞のように「見せる意識」があったと考えられるため、その「見え方」を確保することも重要である。

また、石垣の機能の一つを考えるうえでは、「見せる」ということが重要である。東Ⅵ（左近屋敷）の二段に構築された石垣は、町の北側の入口である戸立へ見せるような方向に設定されている。また、全方位に築かれた主郭（本丸）の石垣のうち、北西方面は三段に構築されており、「見せる」ことに重要な意味があったと考えられる。

周辺から自然岩盤や石垣を見せるためには、樹木の伐採が必要である。平成 27 年度（2015 年度）以降、来訪者の安全確保とともに眺望確保や遺構の保全を目的として、主郭部周辺から伐採を行っている。今後とも計画的な伐採が必要となる。



図2-9 見せる意識のある岩盤・石垣の位置

③便益施設・休憩施設の充実、安全対策

【便益施設】

○ガイドンス施設

ガイドンス施設は、町場（旧城下町）に観光交流館と戦国山城ミュージアムが設置されている。観光交流館は戦国時代の本陣をイメージし、山城巡りの拠点施設として位置づけている。戦国山城ミュージアムは、各城跡の特徴や歴史に加え、城下町である兼山の魅力を交えて分かりやすく紹介する地域密着型の資料館である。最新の発掘調査の成果を展示しているが、遺物等を展示するスペースが少ないため、展示ケース等の充実は必要である。

○トイレ

トイレは、現状、下記の基数となっている。先に述べたように出丸駐車場にあるトイレについては、改修が必要になった際に景観に配慮した意匠にする。

また、和式を洋式にするなど利便性を高めることを検討する。

場所	基数	場所	基数
蘭丸ふる里の森 第1駐車場	男 大1基 (和式) 小1基 女 大1基 (和式)	蘭丸ふる里の森 第2駐車場	男 大1基 (洋式) 小2基 女 大1基 (和式) 大1基 (洋式)
出丸駐車場	男 大1基 (和式) 小1基 女 大1基 (和式)	観光交流館 (1階)	男 大1基 (洋式) 小2基 女 大2基 (洋式) 多目的 大1基
旧兼山駅跡地	男 大1基 (和式) 小1基 女 大1基 (和式)		

○駐車場

駐車場は、現状、下記の収容台数となっている。とりわけ大型バスは蘭丸ふる里の森第1駐車場のみとなっている。小型のマイクロバスは出丸駐車場まで進入することが可能であるが、すれ違うことが困難な道幅であり、そのことを周知する注意喚起のための案内板が必要である。

出丸駐車場は国史跡の範囲内にあり、遺構が露出している場所もある。本来は駐車場を撤去し、元の景観に戻すべきではあるが、来訪者のため今後も駐車場として使用する。舗装の貼り替えの際は、発掘調査を実施したうえで施工条件や景観に配慮し、アスファルトではなく城跡にふさわしい舗装などを使用する必要がある。

場所	収容台数	場所	収容台数
蘭丸ふる里の森 第1駐車場	普通車 20台	蘭丸ふる里の森 第2駐車場	普通車 11台 軽自動車 2台 身障者用 2台
出丸駐車場	普通車 17台	観光交流館	普通車 9台 身障者用 1台
旧兼山 振興事務所跡	普通車 23台 軽自動車 2台 身障者用 2台		

【休憩施設】

○四阿・ベンチ・屋外卓

四阿やベンチ、屋外卓等が設置されているが、老朽化等により、利用できないものが見受けられる。今後は野外に設置するという条件から、修繕や維持管理まで含めた設置を考える必要がある。

【安全対策】

○柵・階段

美濃金山城跡は自然の岩盤を利用した城跡であり、危険な場所も多く存在しているため、現在は立ち入り禁止の箇所にロープを張るなどの対策を講じているが、安全対策としては十分ではない。危険性のある石垣や樹木等の付近や城跡を回る動線で転落の恐れがある箇所には安全対策を講ずるために柵等を設置する必要がある。

現在、階段は丸太や擬木、石が用いられ、見学ルート上に設置されているが、壊れている箇所もある。また、段差が一定ではなく、雨等により滑りやすい箇所もあるなど、来訪者の安全性や使いやすさを考慮していないものもある。加えて来訪者が増加しているため、耐久性も考慮する必要がある。



現状の散策路（石段）
（南Ⅱから南Ⅰへ向かう）



現状の散策路（擬木）
（西Ⅲ（出丸）から西Ⅱへ向かう）



現状の散策路（木製）
（東Ⅲから米蔵跡へ向かう）



あ・い ベンチ (損壊)



う 階段 (損壊)



え 階段 (損壊)



お~せ ロープ①



お~せ ロープ②



そ・た 屋外卓

図2-10 既存便益施設の現状 (山頂部)

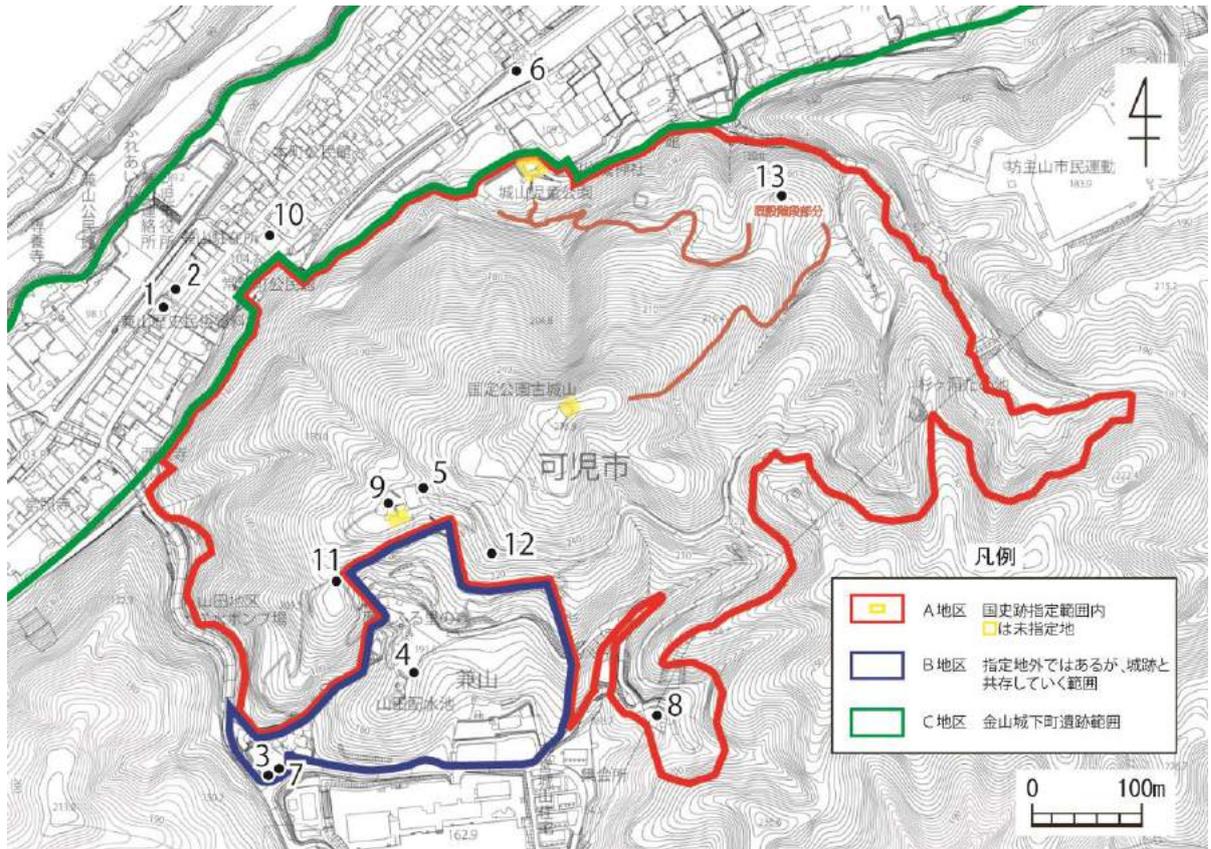


図2-11 既存便益施設の現状（国史跡指定範囲と周辺）

④体制整備の課題

文化財担当部署だけではなく、可児市としての取り組みにするためにまちづくり、観光、公園整備担当部署等が連携して取り組む必要がある。また地域住民と連携した取り組みとなるような仕組みづくりが必要である。

⑤ボランティアの育成と活用

美濃金山城跡は、国史跡に指定されてその存在と価値が周知され、多くの人を訪れるようになり、城跡に関連する講座の開催も増加した。以前は、市教育委員会文化財課職員が講師や現地ガイドの対応をしていたが、地元でその対応をしたいという声があがり、平成 25 年度(2013 年度) から城跡を含めた兼山の歴史や文化を知る機会として、また歴史を語れる人づくりの機会として、兼山史跡ガイド養成講座を開催した。

平成 27 年度(2015 年度)には、受講生を中心として「美濃金山城おまもりたい」が発足し、ガイド活動だけではなく、国史跡の清掃等の環境整備活動も行っている。ただし、構成員の年齢層が高いこと、地元の若い人の参加が少ないこと等が課題となっており、地域や行政と連携しながら、活動の充実や継続を図っていくことが課題である。



ガイド活動の様子(森立寺前)



環境整備活動の様子
(美濃金山城跡)

(3) 調査の課題

国史跡範囲内では踏査や発掘調査により多くの遺構が確認されているが、過去の調査は範囲確定や内容確認のための部分的なものである。そのため、今後は未調査部分について調査を行い、各曲輪の変遷や城跡全体の様相をより明らかにし、整備の検討材料にするための調査を計画的に行うが必要となる。更に城跡周辺も含めた調査を進めることで、以下の内容を明らかにすることを目指す。

- ①曲輪の境界部分を調査することにより、曲輪の造成方法や石垣の工法を明らかにする。
- ②石垣周辺における建物礎石との関連性を調査することにより、石垣の機能・役割を明らかにする。
- ③城跡内における城が機能していた当時の動線を明らかにする。
- ④後世の工作物を撤去した場所については、発掘調査を行い遺構の遺存状況を把握する。
- ⑤未確認の曲輪、石垣、石切場、岩盤加工痕跡等、遺構の分布を確認し、必要に応じて試掘調査を行って内容把握を行う。
- ⑥城下町を含めた国史跡周辺地域を必要に応じて調査し、美濃金山城跡との関係性を明らかにする。
- ⑦美濃金山城跡と同時期の城跡、森氏が築いたとされる城跡、美濃金山城跡と歴史的関係のある城跡との比較検討を進め、美濃金山城跡の位置づけを考える。特に破城の痕跡については、その歴史的な位置づけを明らかにするため、他の破城城郭との比較検討を進める。
- ⑧城主に関する資料を収集し、美濃金山城の詳細な変遷を明らかにする。
- ⑨今後の整備のため破城の状況も含めた遺構の保存管理方法や保存技術について調査を行う。

第3章 整備基本計画の基本理念と基本方針

第1節 整備の基本理念と基本方針

基本理念及び基本方針は保存活用計画で示したものを整理して、掲載する。

(1) 整備の基本理念

国史跡美濃金山城跡を地域活性化の核の一つとなるような整備の基本理念は下記のものとする。

- 国史跡美濃金山城跡がもつ歴史資産としての価値を将来にわたって保存し、継承する。
- 市民が歴史的価値を認識し、市民との協働により整備活用を図る。
- 地域住民や地域外の人にとって憩いの場、交流の場、教育の場となるような地域づくりの拠点としていく。

(2) 整備の基本方針

国史跡美濃金山城跡は、伝承や研究成果では、天文6年(1537年)に斎藤妙春が築城したとされ、永禄期に入城した森氏が段階的に造成・改修したとされている。発掘調査により多くの遺構が確認されているが、部分的な発掘調査しか行っておらず、全体の様相及びその変遷については不明な部分もある。

整備の対象とする時代は織豊系城郭として機能した最終時期であり、廃城の状況を含む慶長6年(1601年)頃とし、今後行う発掘調査等により城跡全体の様相や変遷を明らかにしていく。

整備では方針と時代設定を意識して取り組み、訪れる人に美濃金山城跡が有する織豊系城郭の持つ魅力が伝わるように配慮する。それ以外にも、自然・公園・学習的な場としての価値を有するため、城跡以外の価値についても適切に保護し、それらを体験してもらえるような整備を目指し、基本方針を以下のように整理する。

①誇りづくり

国史跡美濃金山城跡の歴史的価値が正しく認識でき、誇りとなる場所とする。城跡の価値を確実に継承するため、遺構の保全に努める。そのためには、発掘調査等の調査研究の継続による城郭構造の解明を目指し、明らかとなった歴史的事実やその価値を顕在化させる整備を行う。

②憩いと安らぎ

親しまれ、日常的に多くの人を訪れる場にする。蘭丸ふるりの森の利用とともに家族でも楽しめる機会を提供する。健康づくりにも活用されている中部北陸自然歩道等と連携し、城跡内の動線を設定し整備を行う。

③交流・にぎわいの創出

市内にある他の城跡とも連携した交流の場とする。歴史資産としての特徴を生かしつつ、観光資源としての利用も想定した整備を行う。ただし、整備の内容や方法については、国史跡の保存を優先するとともに、バランスに配慮する。

城跡の一部には、遺構と同様の価値を持つチャート質の岩盤部分が露出している場所があり、見学者が踏むことで損壊する可能性がある。また石垣や礎石等の遺構が地表面に露出している場所があり、公開活用によって劣化する可能性があるため、見学者の安全確保と遺構の保全とのバランスを考える必要がある。

第4章 保存・活用・整備の計画

第1節 全体計画と地区区分

(1) 地区区分と整備方針

国史跡美濃金山城跡の本質的価値を適切に保存・管理し、来訪者がそれを体感できるような整備を行う。保存や活用を目的とした整備に関しては、調査を行ったうえでその成果を反映させる必要がある。整備の範囲は、「史跡美濃金山城跡保存活用計画」に定めた地区区分（A～C）を用いる。本質的価値を構成する重要な諸要素のうち、城郭遺構が分布する山頂部をさらに詳細にゾーニングし、調査・整備の区域を設定する。

地区区分・ゾーニング	地区毎の整備方針						
A	<p>国史跡指定範囲。地形や曲輪、石垣等、城郭遺構等の国史跡の本質的価値を構成する重要な諸要素の適正な保存を行い、来訪者の安全を確保する整備を行う。遺構に影響のあるものや眺望を阻害する要因となっている後世の工作物の撤去や木竹の伐採、盛土等は、国史跡内に関連する法令を順守したうえで整備を行う。また見学しやすいよう除草等の維持管理を行う。</p> <table border="1" data-bbox="209 976 1402 1637"> <tr> <td data-bbox="209 976 280 1122">I</td> <td data-bbox="280 976 1402 1122">礎石建物・石垣・土塁・堀等の城郭遺構が残る城跡の最重要地区である範囲。遺構の保存を図り、来訪者の安全を確保した整備・活用を行う。これを前提として、更に a、b に区分する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 1122 280 1447">a</td> <td data-bbox="280 1122 1402 1447">城郭遺構を保存し、来訪者の安全確保の整備を行うゾーン。それぞれの遺構の機能、石垣の積み方、破城の痕跡について、城跡本来の動線を基にした見学ルートやサイン板等を用いて、来訪者の理解を促す。「人に見せるため」に造られた城の様子を来訪者が体感できるような整備を行う。また、見学者の動線上の地形、礎石や石垣等の露出展示されている遺構の保存と見学者の安全性を確保できる整備を行う。石垣や切岸などは、造作の規模の大きさを体感してもらう整備を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 1447 280 1637">b</td> <td data-bbox="280 1447 1402 1637">曲輪のひとつであり石垣や建物礎石が残っているが、一部駐車場とトイレが設置されているゾーン。現在は便益施設の場としての役割が強くなっている。城郭遺構として重要な地区の一部であることを来訪者が理解できるよう、意匠性を考慮した整備を行う。</td> </tr> </table>	I	礎石建物・石垣・土塁・堀等の城郭遺構が残る城跡の最重要地区である範囲。遺構の保存を図り、来訪者の安全を確保した整備・活用を行う。これを前提として、更に a、b に区分する。	a	城郭遺構を保存し、来訪者の安全確保の整備を行うゾーン。それぞれの遺構の機能、石垣の積み方、破城の痕跡について、城跡本来の動線を基にした見学ルートやサイン板等を用いて、来訪者の理解を促す。「人に見せるため」に造られた城の様子を来訪者が体感できるような整備を行う。また、見学者の動線上の地形、礎石や石垣等の露出展示されている遺構の保存と見学者の安全性を確保できる整備を行う。石垣や切岸などは、造作の規模の大きさを体感してもらう整備を行う。	b	曲輪のひとつであり石垣や建物礎石が残っているが、一部駐車場とトイレが設置されているゾーン。現在は便益施設の場としての役割が強くなっている。城郭遺構として重要な地区の一部であることを来訪者が理解できるよう、意匠性を考慮した整備を行う。
I	礎石建物・石垣・土塁・堀等の城郭遺構が残る城跡の最重要地区である範囲。遺構の保存を図り、来訪者の安全を確保した整備・活用を行う。これを前提として、更に a、b に区分する。						
a	城郭遺構を保存し、来訪者の安全確保の整備を行うゾーン。それぞれの遺構の機能、石垣の積み方、破城の痕跡について、城跡本来の動線を基にした見学ルートやサイン板等を用いて、来訪者の理解を促す。「人に見せるため」に造られた城の様子を来訪者が体感できるような整備を行う。また、見学者の動線上の地形、礎石や石垣等の露出展示されている遺構の保存と見学者の安全性を確保できる整備を行う。石垣や切岸などは、造作の規模の大きさを体感してもらう整備を行う。						
b	曲輪のひとつであり石垣や建物礎石が残っているが、一部駐車場とトイレが設置されているゾーン。現在は便益施設の場としての役割が強くなっている。城郭遺構として重要な地区の一部であることを来訪者が理解できるよう、意匠性を考慮した整備を行う。						
II	山林が広がる範囲。登城路の整備以外、基本的に現状維持とする。眺望・景観のための伐採・枝おろしを行う。						
B	指定地外ではあるが、城跡と共存していく範囲。蘭丸ふるりの森は便益施設があり、来訪者が集う城跡への導入部としての位置付け、国史跡の景観と調和した整備を行う。						
C	金山城下町遺跡範囲。未調査の石垣等、遺構の調査を進め、適正な保存及び活用を図る。遺構の保存や来訪者の安全、眺望を確保するうえで支障となる木竹の伐採を行う。町場からの動線も設定し、登城路への誘導サインを設置する。美濃金山城に関連する城下町の歴史的情報を提供できる解説サイン等を設置する。						

表4-1 地区区分・ゾーニングと整備方針

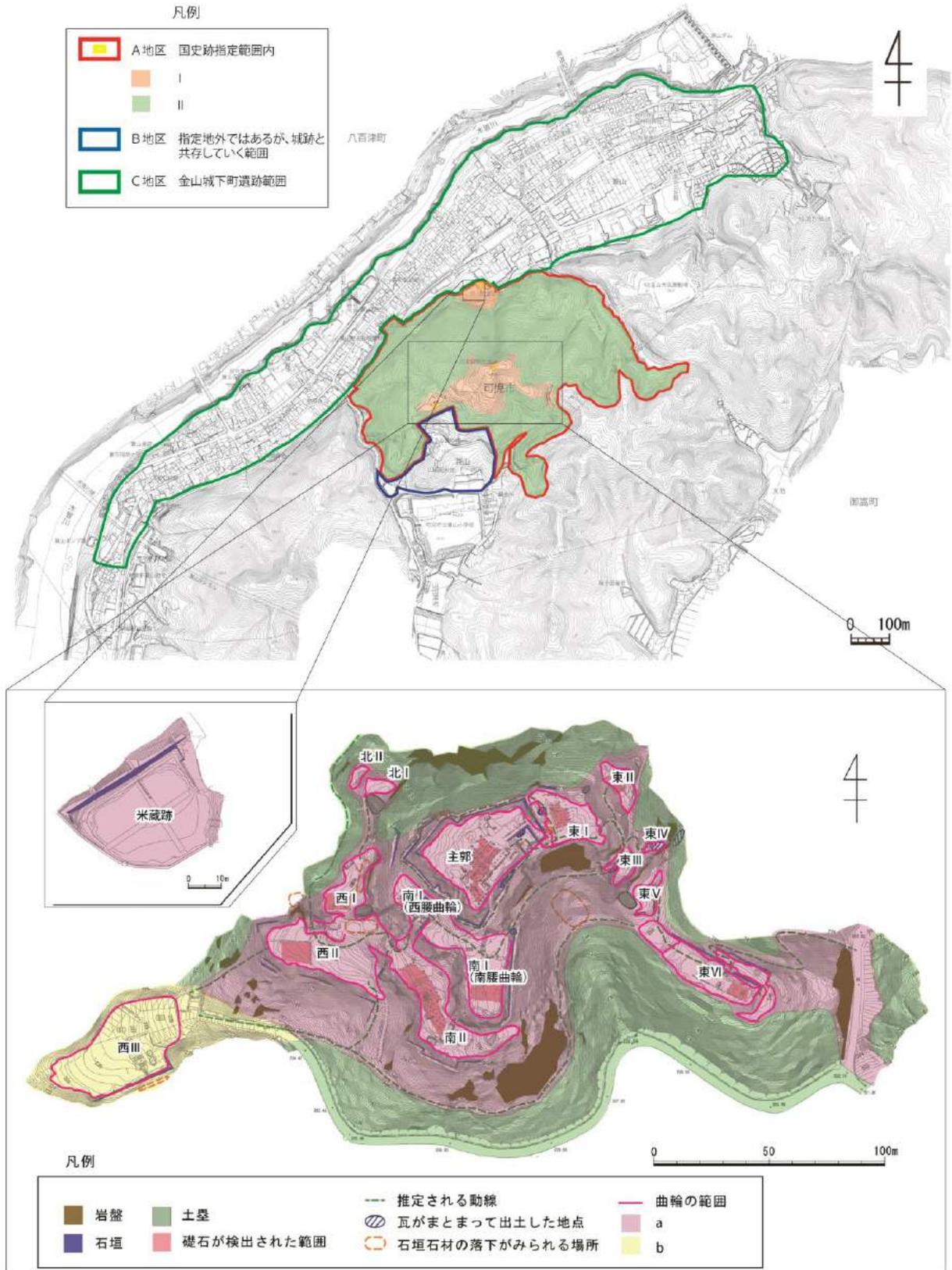


図4-1 地区区分・ゾーニング

第2節 保存のための整備

整備においては、詳細な調査に基づいて実施するものとする。「第2章 第4節（1）各エリアの現状と課題」で述べた通り、美濃金山城跡は破城後部分的に改変が加わっており、石垣においても城本来の石垣と積み直した石垣が混在しているなど、城本来の城郭遺構が不明確な箇所がある。平成18年度（2006年度）以降の調査については記録が残っているものの、それ以前の調査過程や調査後の記録が残っていないため、過去に調査を実施した箇所においても整備のための詳細な調査を実施する。整備は詳細な調査に基づいて行い来訪者が本物か後世のものか分かるよう、現地で解説サインなどを用いて明示する。

なお、主郭と西Ⅱにある記念碑は、美濃金山城のある古城山の歴史を伝えるものとして重要であるため、現状保存とし、今後解説サイン等を設置する。

（1）礎石建物跡等の保存と整備の計画

現在地表面に見られる礎石は、基本的に露出展示を行うが、礎石が劣化している場合は、覆土または保存処理技術（強化処理等）で対応する。覆土した箇所は、礎石の復元も検討する。礎石周囲の土が侵食され、礎石の位置が容易に変わる可能性がある場合は、覆土または土舗装で固定する等の対応を行う。

現状、建物の配置や規模を示すため、露出展示している礎石同士をロープでつないでいる。来訪者の安全性を考慮し、ロープではなく建物の痕跡が伝わりやすいような展示方法を検討する。土中に破城時以前の遺構面がある場合は、解説サイン等で明示する。また、調査研究の成果から真実性が確保できる場合の建物復元については、AR^{*}等の導入も含めて検討する。

上記以外の整備内容については、特筆すべき整備を行う地区について以下に記す。

※AR：Augmented Reality＝拡張現実の略。コンピューターを利用して、現実の風景に情報を重ね合わせて表示する技術である。

①主郭地区

現在は建物の配置や規模を示すため、露出展示している礎石同士をロープでつないでいる。来訪者の安全性を考慮し、ロープではなく建物の痕跡が伝わりやすいような展示方法を検討し、整備を行う。礎石以外にも小型の川原石等が露出している部分が多くあり、それらが城が機能していた当時のものか調査を行い、礎石同様の措置を行う。

②東地区（東Ⅰ～Ⅳ）

東Ⅰの枡形遺構及び東Ⅲの虎口は遺構の性格を明らかにし、破城時の景観に戻す整備を行い、覆土または土舗装で固定する。

③南A地区（南Ⅰ（南腰曲輪・西腰曲輪））

枡形虎口の発掘調査成果に基づいた計画を立て、破城時の景観に戻す整備を行い、覆土または土舗装で固定する。

⑤西地区（西Ⅰ、西Ⅱ、北Ⅰ、北Ⅱ）

西Ⅰで後世に造られたバンガロー跡の撤去を行う。また、西Ⅱの虎口部分の調査を行い、発掘調査成果に基づいた計画を立て、破城時の景観に戻す整備を行う。



礎石の土舗装
(岐阜県大垣市 史跡美濃国分寺跡)



プレイヤーでナレーションを再生できます



プレイヤーでナレーションを再生できます

ARを用いた解説
(岐阜県恵那市 県史跡岩村城跡)



ARを用いた解説
(東京都八王子市 史跡滝山城跡)

(2) 石垣の保存と整備の計画

石垣は美濃金山城跡の価値を考えると重要な遺構であり、現状保存を原則とする。石垣の保存と視認性の確保のために、地元団体と協力しながら定期的に石垣表面及び周囲の草類や樹木を取り除き、間近で見学できる石垣については、来訪者の安全確保と石垣の保護のため、柵等を設けることとする。

破城された石垣の現状維持が困難な場合は、植生土のう等で応急的な補強を行う。石垣の状態については今後継続して三次元計測を行い、経年変化の把握に努める。計測結果を用いて、修復の必要性等を整備委員会で審議し、対応を行う。来訪者の安全を考慮するうえでやむを得ず積み直しや間詰石の修復を実施する場合は、詳細調査を行ったうえで基本的には旧石材を用いることとし、新石材が必要な場合は美濃金山城跡の石垣に適した石材とする。保存の担保が図られず、積み直しも不可能な場合は、覆土や植生土のうの積み上げ等で対応し、本来の様子がわかる説明看板やAR等で示すほか、積み方や破城行為の状況等がわかるよう、パンフレットや国史跡全体の案内サイン、解説サイン等の整備を行う。また、破城により石垣は崩れているが、曲輪の端まで広く使って建物を建てるために石垣が設けられた場所もあることから、建物礎石の分布と石垣の関係が分かるような整備を行う。

破城行為によって曲輪や斜面に点在している石垣の石材はどこから落とされたか検討し、明らかに動かされたり、後世に再利用されたりした石材は撤去を行う。

上記以外の整備内容については、特筆すべき整備を行う地区について以下に記す。

①主郭地区

石垣の下方が土砂に埋まっているため、動線にもなる南側の石垣については土砂を取り除き、本来の石垣を見せる。その際には石垣根元の犬走り等の確認を行う。また、既設階段部分については撤去時に調査を行い、石垣を見えるようにする。

②東地区（東Ⅰ～Ⅳ）、⑤西地区（西Ⅰ、西Ⅱ、北Ⅰ、北Ⅱ）、⑦左近屋敷地区（東Ⅴ、東Ⅵ）

石垣同様に見せていたと思われる岩盤露頭箇所を経過観察を行い、必要であれば養生を行う。また、これらの地区には見学動線上に石垣があるため、石垣の一部を根石まで見せるように土砂を取り除く等の整備をする。

③南A地区（南Ⅰ（南腰曲輪・西腰曲輪）、⑥出丸地区（西Ⅲ）

枘形虎口及び出丸部分は後世に積み直した石垣があることから説明板等で明示する。



石垣表面の草取りをしている様子
(岐阜県郡上市 県史跡八幡城跡)



石垣の積み方を説明した解説サイン
(石川県金沢市 史跡金沢城)

いしがきはやくじょうきょう
5-7 石垣破却状況



①

・本丸北側の石垣でも一揆後の原城跡の破壊の痕跡を確認することができます。この場所も石垣の破壊の状況を示しており、破壊された痕跡をそのまま展示しています。

石垣破却の状況露出展示（パンフレット）
(長崎県南島原市 史跡原城跡)

(3) 土塁・堀、切岸等の保存と整備の計画

過去に崩れた南腰曲輪の切岸は植生土のうによって養生が終わっている。左近屋敷地区にある大堀切のように損壊が進んでいる箇所は、林道を塞ぐ可能性もあるため、それ以上の損壊が進まないよう、工事設計を行い、計画的に覆土・繊維吹付け・法面保護等を実施し、遺構の保護を図る。具体的な保護方法については、現地状況を考慮し検討する。損壊が懸念される箇所については、見学者の安全を確保し、困難な場合はAR等を用いて土塁・堀、切岸の再現を行うことを検討する。



整備された見附出丸北石垣土塁と北堀切

平成19年度史跡金山城跡整備事業は、見附出丸北石垣土塁・北堀切遺構保護盛土工事と説明板設置工事を行いました。

工事に際して、平成18年度に行った北堀切周辺の地質調査によって、岩盤面の風化が著しいことがわかりました。土塁石垣の高さや小壇状の張り出し遺構部の機能があきらかでないことなどを踏まえて、遺構を保護するための盛土による整備を実施しました。

その内容として石垣土塁上の遺構保護盛土の法面肩部にはリュウノヒゲを植栽して法面肩部の保護及び遺構表示を兼ねました。虎口周辺部には植生土のうを設置して斜面部の崩落防止及び通路幅を極端に狭くすることのないように配慮しました。堀切部は岩盤保護のため勾配を1:1.7に盛土し昨年度の南土塁・南堀切遺構保護工事に準じ、野芝を植栽しました。

石垣・土塁の保護の盛土及び植生土のうの設置
(群馬県太田市 史跡金山城跡) (文化財だより No. 6)

なお、(2)、(3)の整備作

業を実施するためには作業用仮設道路の新設が必要である。遺構の保護のため、既存遊歩道などに土のう及び砂利を敷き仮設道とすることで、小型クローラーやバックホーを山頂部で自走させることが可能となる。施工は、来訪者が少ない時期を考慮して敷設する。上記以外の整備内容については、特筆すべき整備を行う地区について以下に記す。



整備用仮設道設置の様子(岐阜県関ヶ原町 大谷吉隆墓の平成29年度(2017年度)工事風景)

④南B地区(南II)

崩れた部分の法面について復元方法を検討し、切岸を元に戻す整備を行う。

⑤西地区(西I、西II、北I、北II)、⑦左近屋敷地区(東V、東VI)

土塁の経過観察を行い、損壊等した場合には復元整備を行う。

第3節 活用のための整備

(1) 見学動線とサインの整備計画

①見学動線の設定と整備 (図4-2、図4-3参照)

城下町と山頂部を結ぶ登城路として、『金山城跡発掘調査報告書』38、39頁で明らかにされた推定の登城路のうち、愛宕神社から出丸へ向かうルートを整備する。

城跡の主要な曲輪の間の動線については、『金山城跡発掘調査報告書』155頁で示す現段階で推定される山頂部の城跡本来の動線に基づいて、往時の動線を意識しながら見学動線を設定する。ただし、城が機能していた当時の動線のうち、急傾斜等の危険箇所への立ち入りは制限し、来訪者の安全を確保できる迂回となる見学動線を設定する。そのうえで来訪者が石垣や土塁などの遺構を可能な限り見学し、各曲輪等の城跡の役割を体感できるような見学動線とする。

現在の通路は、擬木階段や露出している自然岩盤斜路、その上に石を置いた石段になっている。そのため、破損が見られたり、礫が点在して歩きづらかったり、階段の段差が高かったりする等、安全性に様々な問題がある。問題のある既設の階段は撤去を行い、遺構の保存、城跡としての景観、通路の安全性と耐久性を考慮した木製階段等の整備を行う。山頂部の動線整備は計画を立てて行うため、計画以前は既設の通路を関係機関や地元団体と連携して維持管理を行う。

整備に際し、盛土の上に舗装を行う場合は景観に配慮して、質感や色合いを適切に選択する。

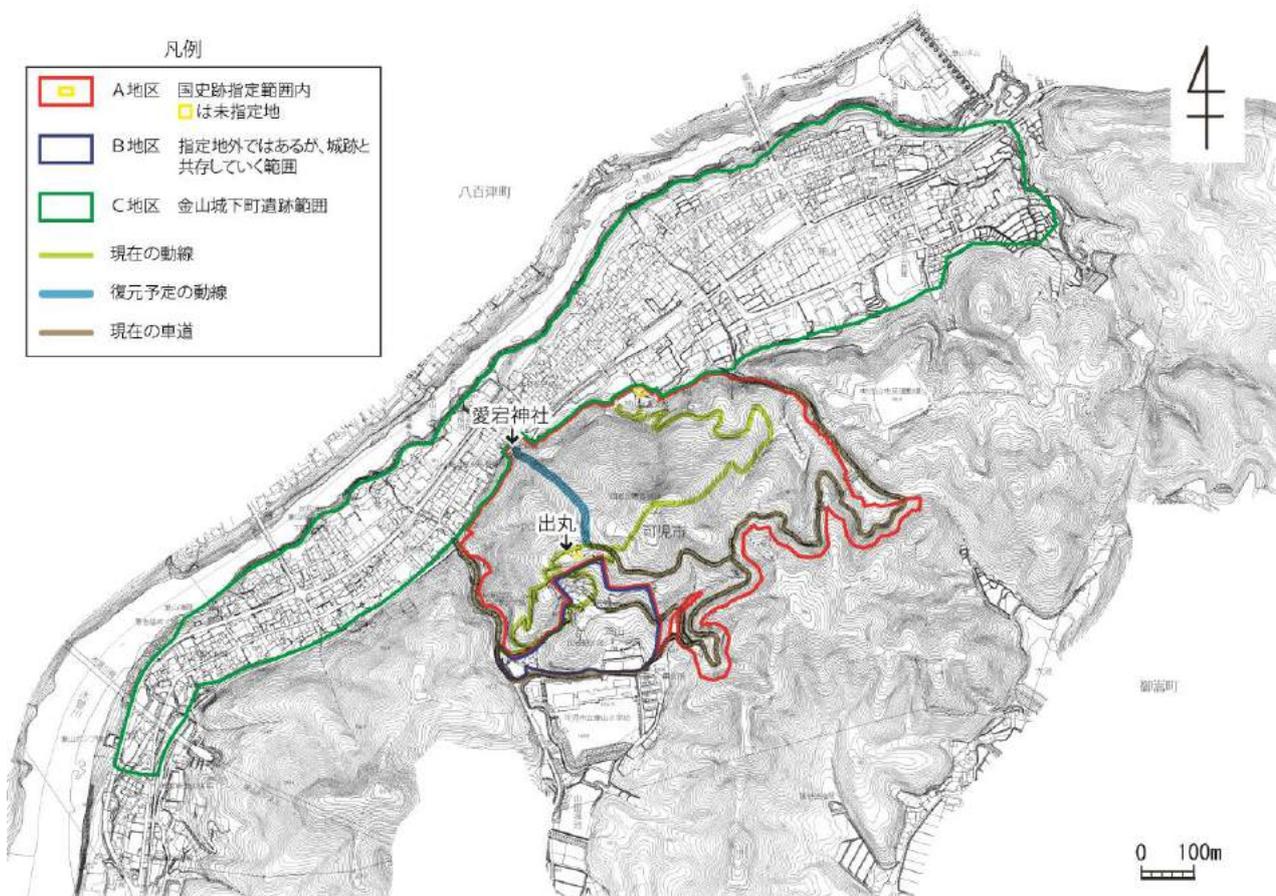


図4-2 登城路の計画

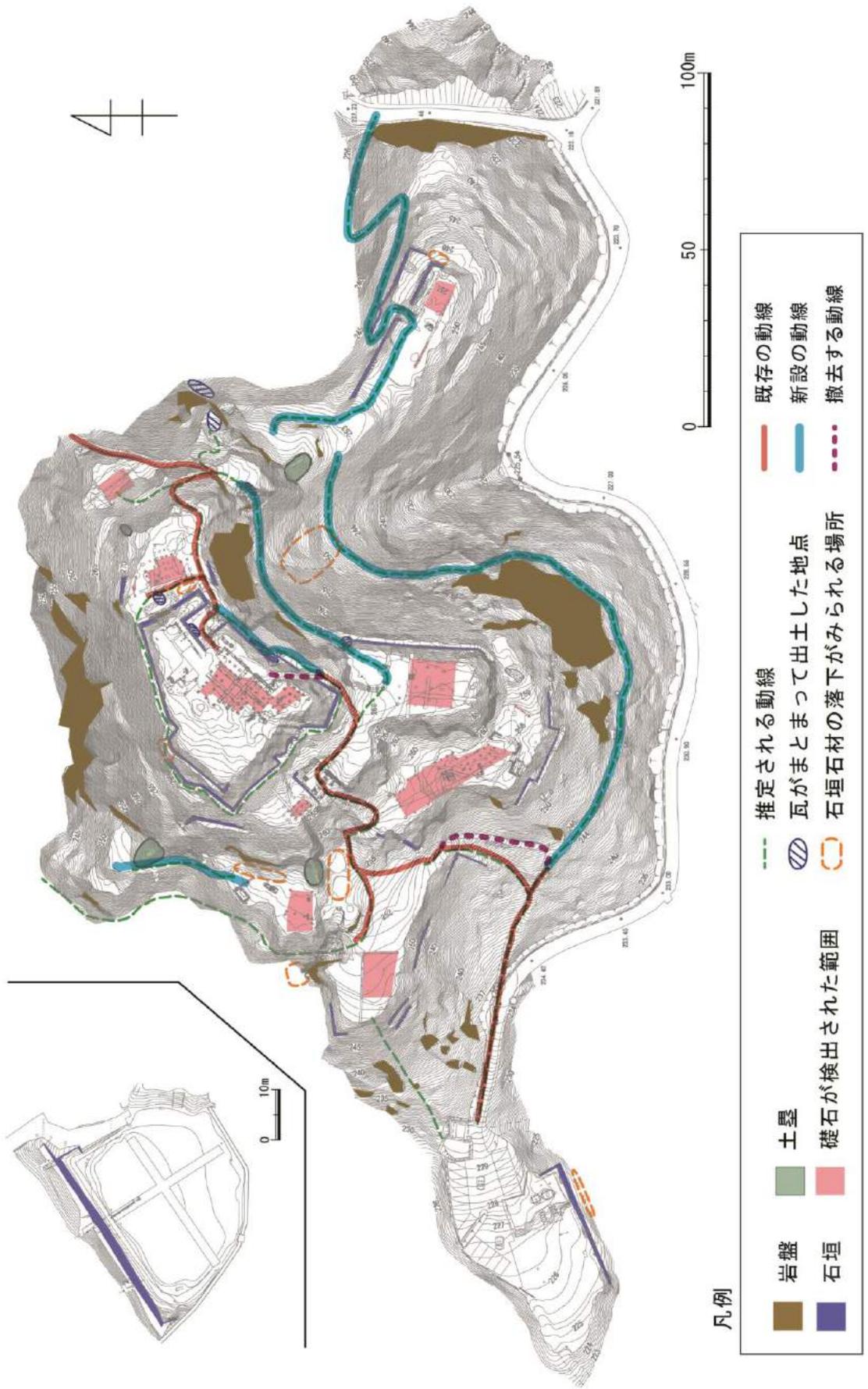


図4-3 見学動線の計画

②サイン整備の計画

サインの新規設置または更新の際は、景観に配慮し、統一性のある意匠を用い、発掘調査など最新の研究結果を反映する。多言語対応については、デジタルデータ及びパンフレット等を用いて行う。既存のサインのうち、美濃金山城跡の理解に誤解を招く恐れのあるサインは、関係者と調整のうえ、内容を修正または撤去する。

なお、新設するサインは、遺構への影響を避けるため、できる限り据え置きのものとする。

※サインの定義は、以下の通りとする。

案内サイン：地図等を用いて周辺の状況を示し、また国史跡の概要を示すもの

誘導サイン：目的となる箇所への方向、距離などを示すもの

解説サイン：来訪者の理解を促すために、遺構等の解説を行うもの

【新規のサインについて】

○案内サイン

新たに設定する登城路や見学動線に合わせ、それらを美濃金山城跡全体で示す案内サインを整備する。

○誘導サイン

各箇所での次のルートを示すための誘導サインを整備する。また、来訪者が石垣や土塁などの遺構に気づくよう、視線を誘導するサインを整備する。

○解説サイン

解説サインは、来訪者の理解を促すため、新たな見学動線に合わせて必要な箇所に設置する。ただし立ち入りを制限しなければならない危険箇所や遺構の保存が担保できないような往時の動線については、解説サイン等で往時の動線を解説し、迂回見学ルートへの誘導サインを整備する。

また、曲輪での周囲への眺望に関するサインは、曲輪からの眺望対象への来訪者の理解を深めるため、写真などに説明を加えたような表現を用いる。



眺望サインの例
岐阜県関ヶ原町
史跡関ヶ原古戦場 石田三成陣地笹尾山

案内サインの例



京都府長岡京市 史跡惠解山古墳

据え置き型誘導サインの例



奈良県奈良市 特別史跡平城宮跡

据え置き型解説サインの例



大阪府和泉市 史跡池上曾根遺跡

【既存のサインについて】

保存活用計画策定時に作成されたリストをもとに、文化財に関連するサイン板のみを抽出し、更に機能別に整理し、新規に設置するサインと意匠の統一を図る。整備基本計画策定後、詳細なサイン計画を作成する。

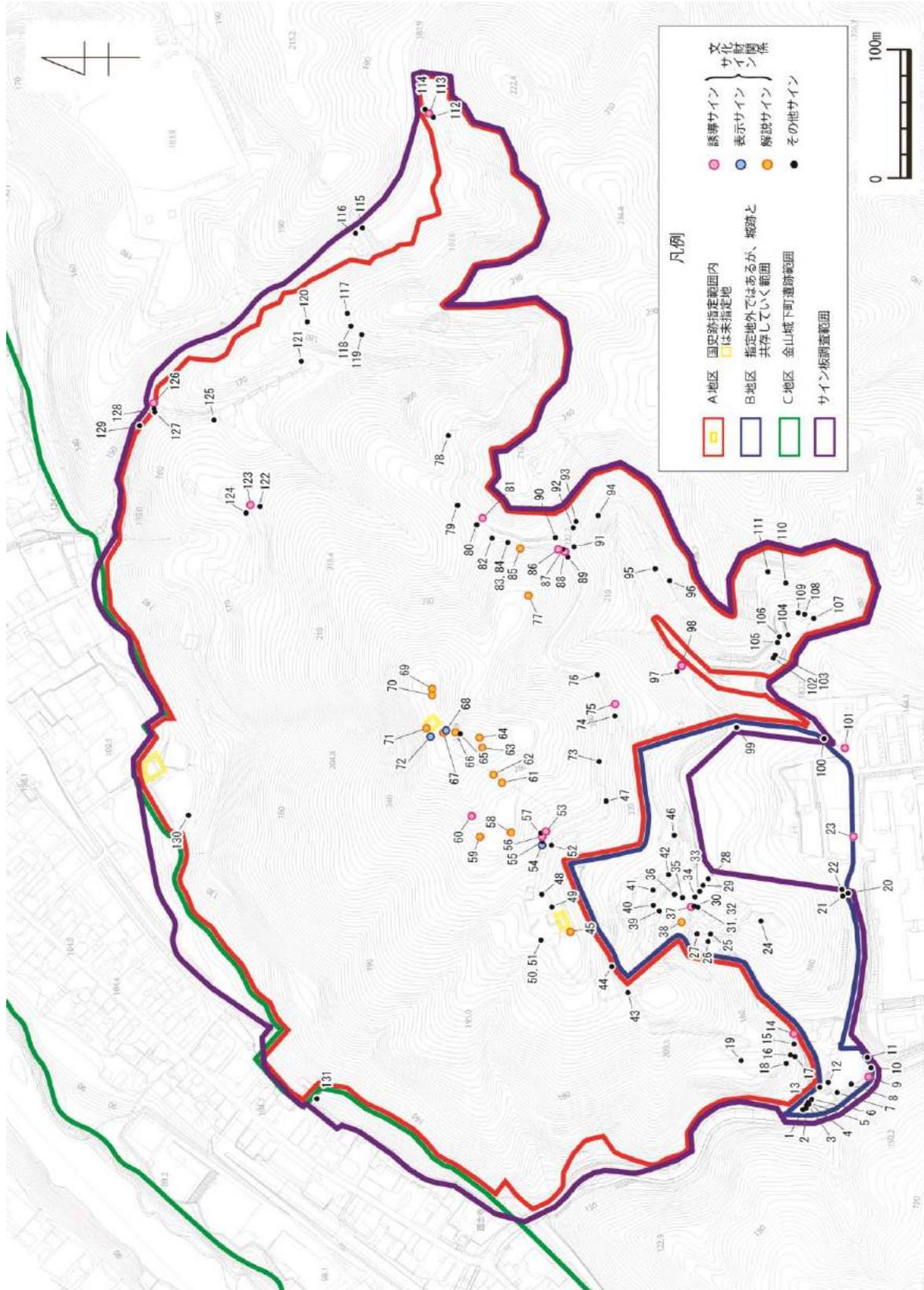


図 4-4 既存サインの分類とプロット

(2) 便益施設の整備計画

①ガイダンス施設

可児市戦国山城ミュージアムでは、美濃金山城跡の歴史的価値をより周知するため、遺物展示ケース等の設備を充実させる。ガイダンス施設（戦国山城ミュージアム及び観光交流館）では、美濃金山城跡のみならず、城下町の関連文化財、周辺の城跡、木曾川及び中山道についての紹介、アクセス案内も行う。

②トイレ

既存のトイレが、出丸の駐車場、蘭丸ふるりの森の他、観光交流館、旧兼山駅跡地に整備されている。近年の来訪者の増加に対応するため、トイレを整備する。場所については、利便性などを考慮して検討する。

③駐車場

既存の駐車場が、南側には蘭丸ふるりの森と出丸、北側の城下町には旧兼山振興事務所跡に整備されている。城下町から出丸に続く登城路の整備に合わせ、また近年の来訪者の増加に合わせて、城下町に更に駐車場を整備することを検討する。

(3) 休憩施設の整備計画

四阿・ベンチ・屋外卓

四阿は既存のものを使用し、新設は行わない。修繕、改修が必要な場合は、環境や景観に配慮したものとする。

既存のベンチや屋外卓で損壊しているものは、撤去する。美濃金山城跡の価値を体感してもらうために、周囲を監視する役割のあった曲輪（主郭、南Ⅱ、西Ⅲ）にベンチを設ける。



新潟県十日町市 市史跡笹山遺跡

(4) 安全対策

来訪者に危険が及ぶ場合、または災害等によって遺構が破損している場合等、緊急に対処する必要がある場合は、直ちに遺構面の保護を図り、整備する。

柵、階段

頂上部での本来の城の動線は、道幅が狭く左右が急峻な地形の箇所があるため、新たに設定された見学コースに合わせて柵や階段を配置する。特に間近で石垣が見学できる箇所については、石垣保護のため、柵を設ける。

木材を使用している階段は、壊れかかっているものもあるため、定期点検と補修を行う。また石材を使用している階段は、将来的には撤去し、城が機能していた当時のものと誤認されないような木材等の階段を設置して来訪者の利便性を確保する。木材を留めるための打ち込みは最小限とする。



島根県浜田市 県史跡浜田城跡



岐阜県関ヶ原町
史跡関ヶ原古戦場 石田三成陣地笹尾山

第4節 公開・活用の方針

(1) 整備中・整備後の公開活用（利活用計画）

美濃金山城跡の整備は、国史跡の価値を顕在化させ、確実に保存するために行うもので、整備の目的を多くの人に理解してもらうことで継続的なものとする事ができる。そのためには整備の理由や方法を理解してもらうことを目的とした整備事業の公開を行う必要がある。

①整備・発掘調査事業の公開

住民参加型の整備事業を行い、地域住民の国史跡に対する愛着や理解を深めるとともに、地域の宝としての共通理解を促す。そのため、基礎的な講座や研究者や著名人を招いての講演会等を開催し、あらゆるニーズに対応して見識を深める機会を企画する。

発掘調査を行う際は、現地説明会などを開催し、美濃金山城跡について来訪者の理解を深める。

整備工事期間中も美濃金山城跡の価値への理解を促すために、整備の様子などを『広報かに』やホームページなどで情報発信を行う。

美濃金山城跡に関係した資料（絵図、遺物等）を戦国山城ミュージアムで閲覧できるように展示を行う。



現地説明会の様子
(平成30年(2018年) 主郭)

②イベントの開催とガイドの充実

美濃金山城跡の文化財的価値はもとより、地域性やその城跡の特質を理解してもらうため、他の城跡と連携し、重要な歴史的出来事（小牧・長久手の戦い等）を絡めたイベントを開催する。そして、参加する人が楽しみながら城跡のすばらしさを理解してもらうイベントを継続して行う際、国史跡の保存を優先しつつ、蘭丸ふるさとの森や中部北陸自然歩道、また新たに設定する見学動線とも連携した、自然公園としての活用も進める。

ガイド活動については、美濃金山城おまもりたいと文化財課等が協力し、ガイド体制や解説内容の充実を図る。

(2) 計画対象範囲における関連文化財との連携 (55 頁図 4 - 5 参照)

兼山地区には、町場（旧城下町）であったことを現在に伝える城跡または城主に関連する文化財が多数存在する。城跡の価値をより理解するためには、城下町の関連文化財を城跡と合わせて巡ることが望ましい。そのために関連文化財をリストアップし、来訪者が訪れられるようにマップの作成や誘導サインの整備を進めるほか、内容をわかりやすく伝えられる解説サインの整備やガイドの充実を図る必要がある。

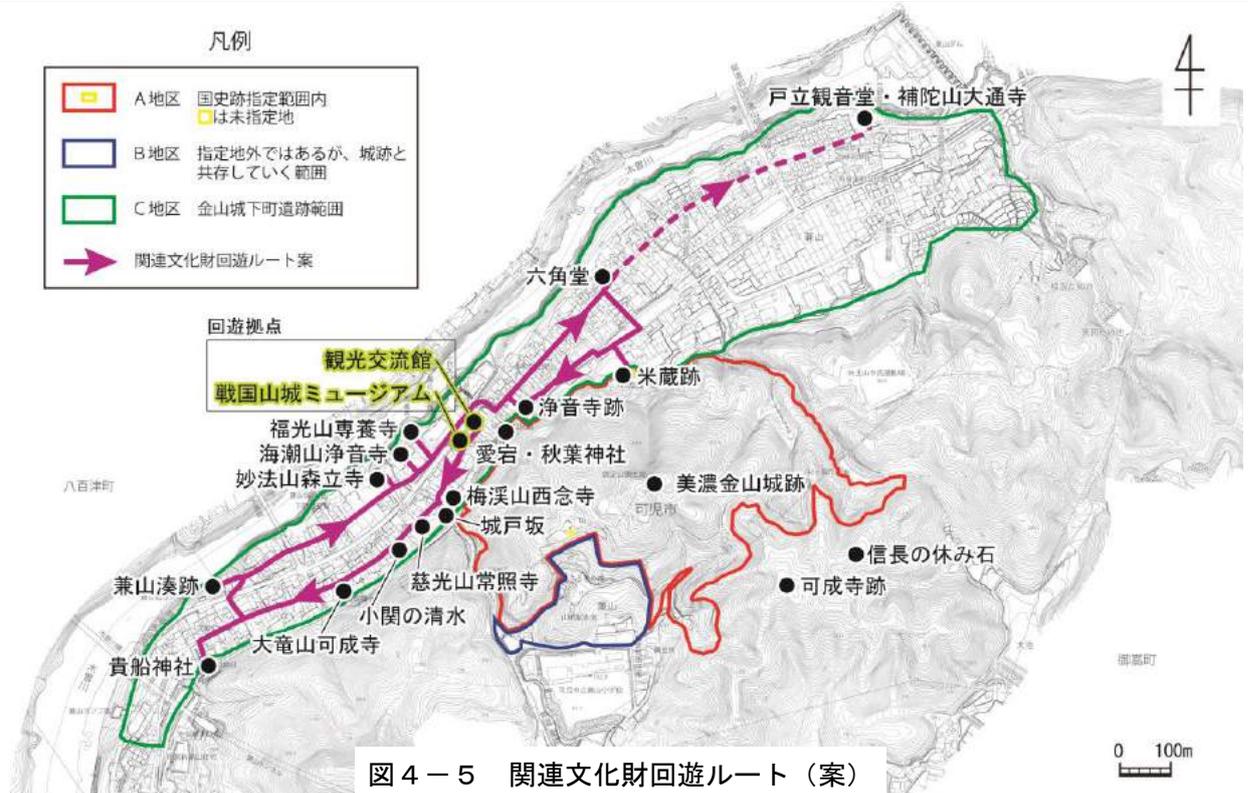
下記に、美濃金山城跡との関連文化財の一覧とそれらを結ぶ回遊ルート（案）を提示した。今後、本計画書で検討した回遊ルート案をもとに、時間・見所なども盛り込んだ「回遊ルートマップ」を作成し、新たにサインを設置する際は、城跡に設置する新たなサイン板と意匠の統一を図る。

関連文化財	解説
愛宕・秋葉神社	<p>その歴史については不明で、石積みなどは改変されているが、一部の石積みは古い形態を残している。地元の伝承では、この愛宕神社から出丸付近に到る道があり、その登城路の存在と古い形態の石積みは何らかの関連性があると推測される。</p> 
梅溪山西念寺	<p>浄土真宗。寺記によると、梅溪兼行が南北朝期に牧野村（八百津町上牧野）の天台宗の東光庵に住み、天正～慶長期に兼山に移転して元和 5 年（1619 年）に西念寺となったとされ、この時に浄土真宗に転宗したと推定される。</p> 
城戸坂	<p>御嵩町伏見から町の中心に出る岐阜県道 381 号多治見八百津線を城戸坂と呼称している。江戸時代の絵図（蓬左文庫所蔵）には、「木戸」らしきものが描かれており、「木戸坂」であったものが城と何らかの関わりがあると考えられて、現在の「城戸坂」と表記されるようになったと思われる。この道は、元禄 7 年（1694 年）に中山道伏見宿が設定されて、兼山の町から伏見宿に行くために設けられた道と考えられる。</p> 

<p>慈光山常照寺</p>	<p>浄土真宗大谷派。森長可の母である妙向尼が建立したと『濃州徇行記』に記されている。ただ一般的には、「妙向尼公画像縁起」に記されているように、天正11年（1583年）に森長可が高山城（現 土岐市）を攻略した際に派遣した家臣の林為忠が父の常照の菩提を弔うために建立したとされる。慶長5年（1600年）2月に森忠政が川中島に転封されて妙願寺が移転したため、その跡地に常照寺が移転した。</p>	
<p>小関の清水</p>	<p>天正13年（1585年）に羽柴秀吉が開催した京都の北野大茶会に献上され、森忠政がこの水でたてた茶が秀吉に褒められたと伝わる名水である。不老長寿の水とも伝わる。</p>	
<p>大竜山可成寺</p>	<p>臨済宗妙心寺派に属する森氏の菩提寺であり、市指定文化財「森家の墓所」がある。元亀元年（1570年）9月、森可成が宇佐山城の戦いで斃れたことにより、元亀2年（1571年）には寺ヶ峰に菩提寺となる可成寺が建立されたという。この寺は慶長5年（1600年）2月、森忠政が川中島に転封されたのに際し現在地へ移転したとされる。開山は久々利長保寺栄岩和尚で、現在のお堂などは森家一族からの寄進といわれている。</p>	
<p>貴船神社</p>	<p>大治2年（1127年）に山城国貴船神社から勧請して創建されたと伝わっている。貴船神社は兼山全体を氏子とする神社である。施設の建て替えなどの際に作られる棟札が多数残り（現在は戦国山城ミュージアム所蔵）、森忠政が寄進したことや、工事を担当する家臣の名前が記されたものがある。 境内には市指定文化財「貴船神社のカヤ」がある。</p>	
<p>兼山湊跡 （県史跡）</p>	<p>木曾川は、木曾山や飛騨の山々から伐り出される木材の輸送路として早くから利用されてきた。江戸時代には可児・加茂・土岐・恵那郡域の塩を扱う場であり、岩村藩・土岐郡内の村からの年貢米もこの湊から出していた。 明治時代中期以降には湊の機能がなくなり、現在は天保7年（1836年）11月銘のある常夜灯（灯台）と石畳の一部が残り、一帯は県の指定史跡となっている。</p>	

<p>松栄山（後に妙法山）森立寺</p>	<p>森長可の乳母にお立という法華宗信者の女性がいる、可成に願って永禄10年（1567年）に創建されたという寺伝を持っている。この寺の門が赤色であることから、地元では森立寺のことを「赤門」と呼んでいる。地元でも古い家が森立寺の檀家といわれている。</p>	
<p>海潮山浄音寺</p>	<p>浄土宗の寺院で、現在は兼山地区センターの近辺に位置しているが、もとは旧兼山振興事務所跡の裏一帯に存在していたと伝えられている。市指定文化財である「斎藤正義画像」を所蔵し、斎藤妙春に関係するといわれる五輪塔も境内にある。</p>	
<p>福光山専養寺</p>	<p>日蓮宗。天正11年（1583年）に日見上人が建立したとされ、本山は京都妙顕寺であった（『濃州徇行記』）。江戸時代の徳野藩主平岡氏や江戸時代の兼山の豪商山本藤九郎家の墓所がある。山本藤九郎は兼山村の豪商で、江戸時代の中ごろには尾張藩から高倉野や柿田といった地域の新田開発を命じられた。山本家は新田開発に全財産を投入し、文政5年（1822年）には尾張国（現 愛知県）海東郡戸田村山田淳治に財産と名称を金百両で譲渡し、舎弟山田鉄造が兼山に住んで兼山村の年寄役、木曾川留木裁許役（木曾材木の監視役）を務めた。</p>	
<p>六角堂</p>	<p>本町と魚屋町の境を「曲所（まがりど）」といい、そこに六角堂がある。天正年中（1573～1593年）には深夜になると妖怪が出て通行の人々を悩ましたので、六角堂を建立したところ、妖怪は出なくなったという伝承がある。金山城の鬼門除けに建立したとも伝わっている。</p>	
<p>戸立観音堂・補陀山大通寺</p>	<p>戸立観音堂の創建については不明だが、伝承では嘉吉・文安期（1441～1449年）とされている。その別当（管理する寺）は臨済宗妙心寺派の補陀山大通寺である。この寺院には天文9年（1540年）2月作製銘の青銅製燭台、弘治元年（1555年）11月作製銘の燭台及び花瓶があり、いずれも岐阜県重要文化財に指定されている。</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>戸立観音堂</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>大通寺</p> </div> </div>

米蔵跡	江戸時代の米蔵といわれているが、金山城の関連施設と考えられている。城の登城口が何度か変遷したうちの最後の入口と考えられている。明治11～昭和20年（1878～1945年）まで「氷場」として使用され、平坦面の遺構は滅失している可能性が高いが、ここには城を訪れた人をもてなすための施設があったと推測される。	
浄音寺跡	「寺屋敷」という地名が残り、現在でも野面積みの石垣がみられる。ここが山陰で陰湿のため、元亀2年（1571年）5月に現在地に移転したと伝えられている。	
可成寺跡	元亀元年（1570年）に亡くなった森可成の菩提を弔うため、翌年に長可が城の東の山に可成寺を創建した。その場所は御嵩町比衣から通じる道が見える位置にあり、城の一部として機能したことも考えられる。現在の位置に移転したのは、森忠政が川中島に移った慶長5年（1600年）2月である。	
信長の休み石	可成寺跡から北へ30mほどのところに長さ3m、幅1m、高さ1mほどの長方形の石がある。天正10年（1582年）3月、武田勝頼征伐のために同月9日この地に一泊した織田信長が腰かけて休んだ石と伝承されている。	



(3) 広域整備構想

国史跡美濃金山城跡の歴史的価値を正しく認識するためには、周囲の城跡との関係性、国史跡美濃金山城跡が築城された周囲の環境への理解が必要となる。下記のように広域整備構想を作成する。

①周囲の城跡との連携

市内には、地域の重要な資源として城跡を住民で整備活動等を実施しているところがある。そういった城跡に関わる団体がイベント等を通して市内の各城跡との連携を図る。

可児市には美濃金山城跡と同じ時期に存在したと伝えられている城跡が10箇所存在する(図4-6参照)。室町幕府奉公衆となった守護大名土岐氏の一族、久々利氏が拠点とした久々利城は、戦国時代特有の土造りの城としては非常に規模が大きく、麓にあったと考えられている居館と合わせても久々利氏の権力の大きさがうかがえる。他にも大森城跡、今城跡、室原城跡・塩河城跡、長山城跡といった各地域の拠点となったものから、土田城跡や吹ヶ洞砦跡などの臨時的な城跡まで、その内容は多様である。これらの城跡は、本能寺の変や小牧・長久手の戦いといった歴史的事象と関わるエピソードを有し、そのほとんどが美濃金山城主の森氏に影響を受けた歴史を持つ。

また、市内のみならず、周辺にも同様の城跡が多く存在する。県外については、美濃金山城主の森氏が、美濃金山城主の後に海津城(松代城)(現長野県長野市)主、津山城(現岡山県津山市)主となったことから、これらの城跡とも関連性が強い。城跡という遺跡の関連性だけではなく、歴史的なエピソードを活かした連携を行う。

とりわけ美濃金山城跡は、苗木城跡と岩村城跡とともに「ひがしみのの山城」として「岐阜の宝もの」に認定されている(図4-7参照)。東美濃という地理的条件や歴史性で関わりが深い城跡であるため、行政だけではなく活動団体等同志で連携を図る。そのほかにも歴史的に関連する城跡が多くあり、城跡を地域資源として高く評価し、活動人口や交流人口の拠り所として活用しているところと連携する。

②交通の要所としての美濃金山城跡 (図4-7参照)

木曾川と中山道は、交通・流通の支配機能を有するという城の歴史的価値が理解できるよう、主に眺望資源として活用する。そのストーリーを活かし、木曾川や中山道への眺望を確保した上で、交通・流通を支配する機能があったことについて、解説サインなどを用いて、来訪者の理解を促す。(眺望の計画については、第4章 第5節で記述する。)

③周辺地域の環境保全

美濃金山城跡含む周辺の山地や、城下町の町並みの環境保全は、「可児市景観計画・景観条例」に基づいて行う。

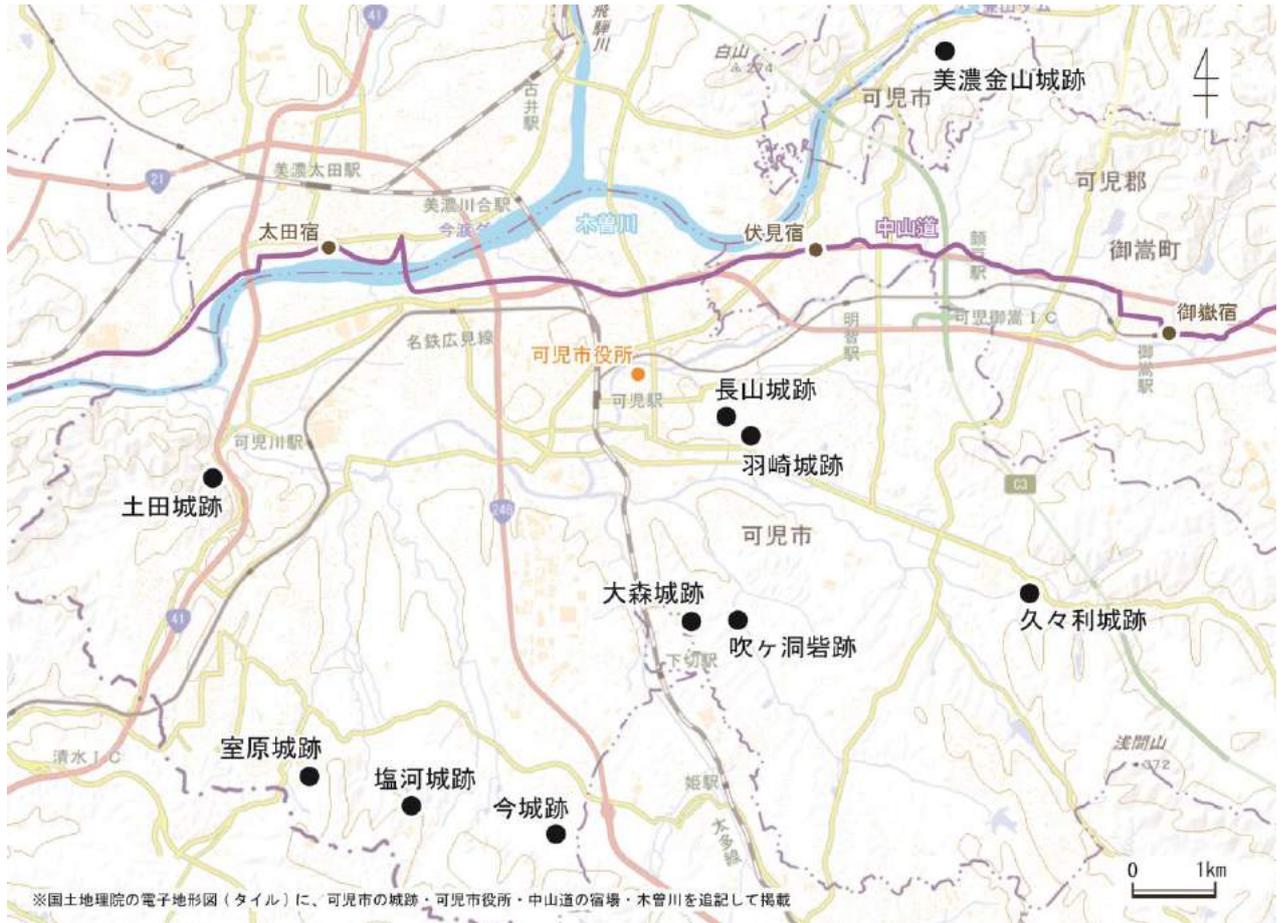


図 4 - 6 可児市内の城跡位置図



図 4 - 7 「ひがしみのの山城」と木曾川・中山道

第5節 環境整備計画

伐採や枝おろしは、遺構の保護、国史跡のあるべき姿（整備の対象となる時代の城跡の姿）、来訪者の安全確保の実現のため、治山について考慮した上で実施する。事業全体の進捗を鑑みて優先順位を検討し、実施計画を作成する。実施の際は、基本的に、遺構の保護や来訪者の安全確保を優先とする。

（１）遺構保全のための伐採

遺構に影響を及ぼしていると思われる樹木は、平成 26 年度（2014 年度）の自然環境調査の結果を基に優先順位を検討し、順次伐採や枝おろしを実施する。

ただし、遺構を損壊している樹木は発見次第、可及的速やかに対応する。

（２）来訪者の安全確保のための伐採

見学ルート付近において、来訪者へ危険が及ばないように、伐採または枝おろしを行う。

なお、伐採の際には、対象樹木の太さ等による基準を設け、図 4-8 のような伐採を行う。



図 4-8 遺構保全・来訪者の安全確保のための伐採検討（例）

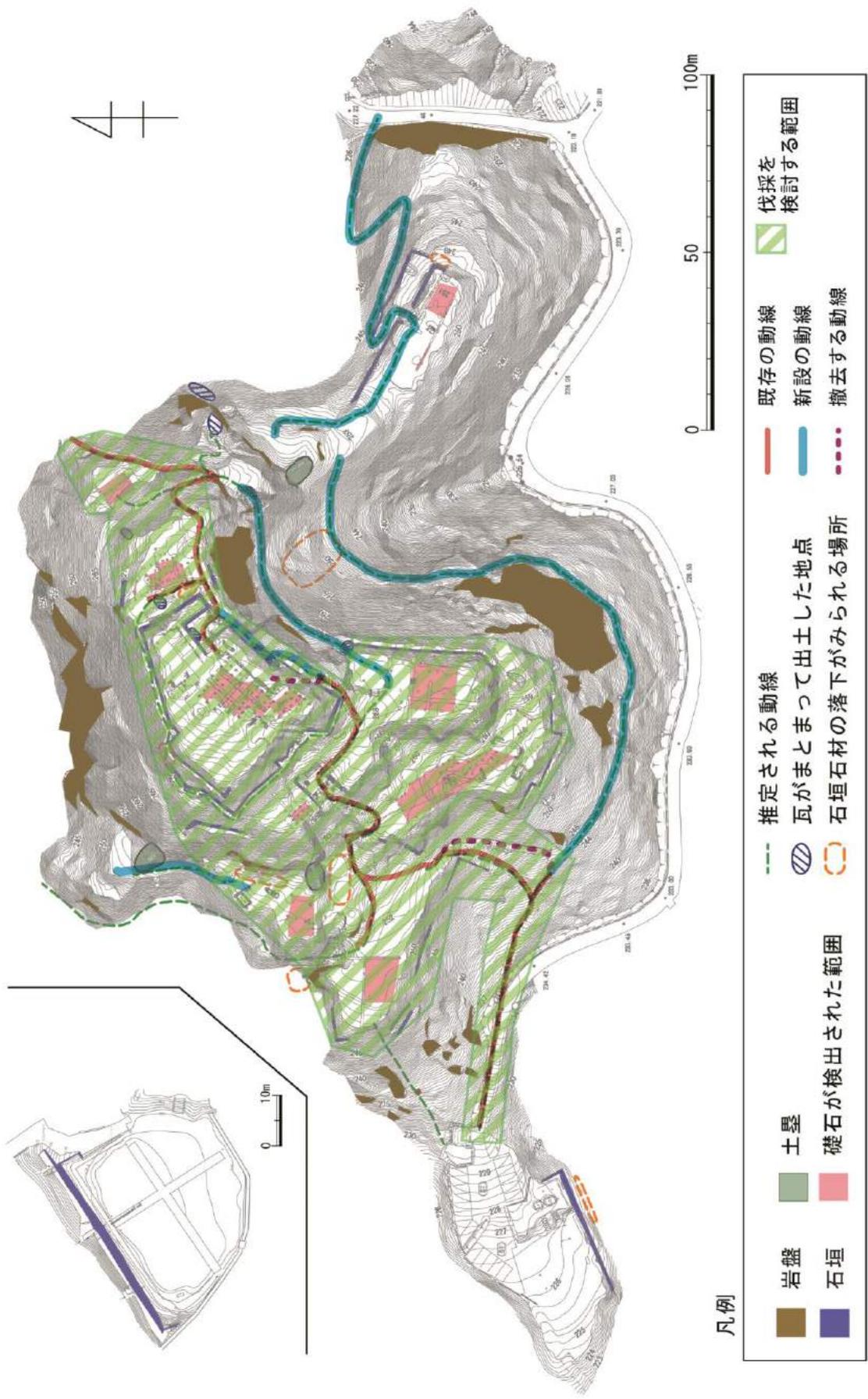


図 4-9 伐採検討箇所（山頂部）

(3) 景観・眺望のための伐採

曲輪上や山林の斜面の樹木は、整備対象として設定した時代には生育していなかったと考えられる。本来の城跡の雰囲気を訪訪者に体感してもらうため、治山に影響のない程度で、曲輪上等の樹木の伐採または枝おろしを行う。

来訪者が城跡の機能が理解できるよう、見どころとなる石垣への見通しや、主郭等から城下町への眺望等を確保するため、伐採または枝おろしを行う。

※なお、伐採後は下草等が成長しやすくなるため、維持管理を継続的に行うよう計画する。



図4-10 眺望確保のための伐採検討（例）

凡例

- A地区 国史跡指定範囲内
- は未指定地
- ┌ 眺望を確保したい範囲
- 伐採を検討する範囲
- B地区 指定地外ではあるが、城跡と共存していく範囲
- C地区 金山城下町遺跡範囲

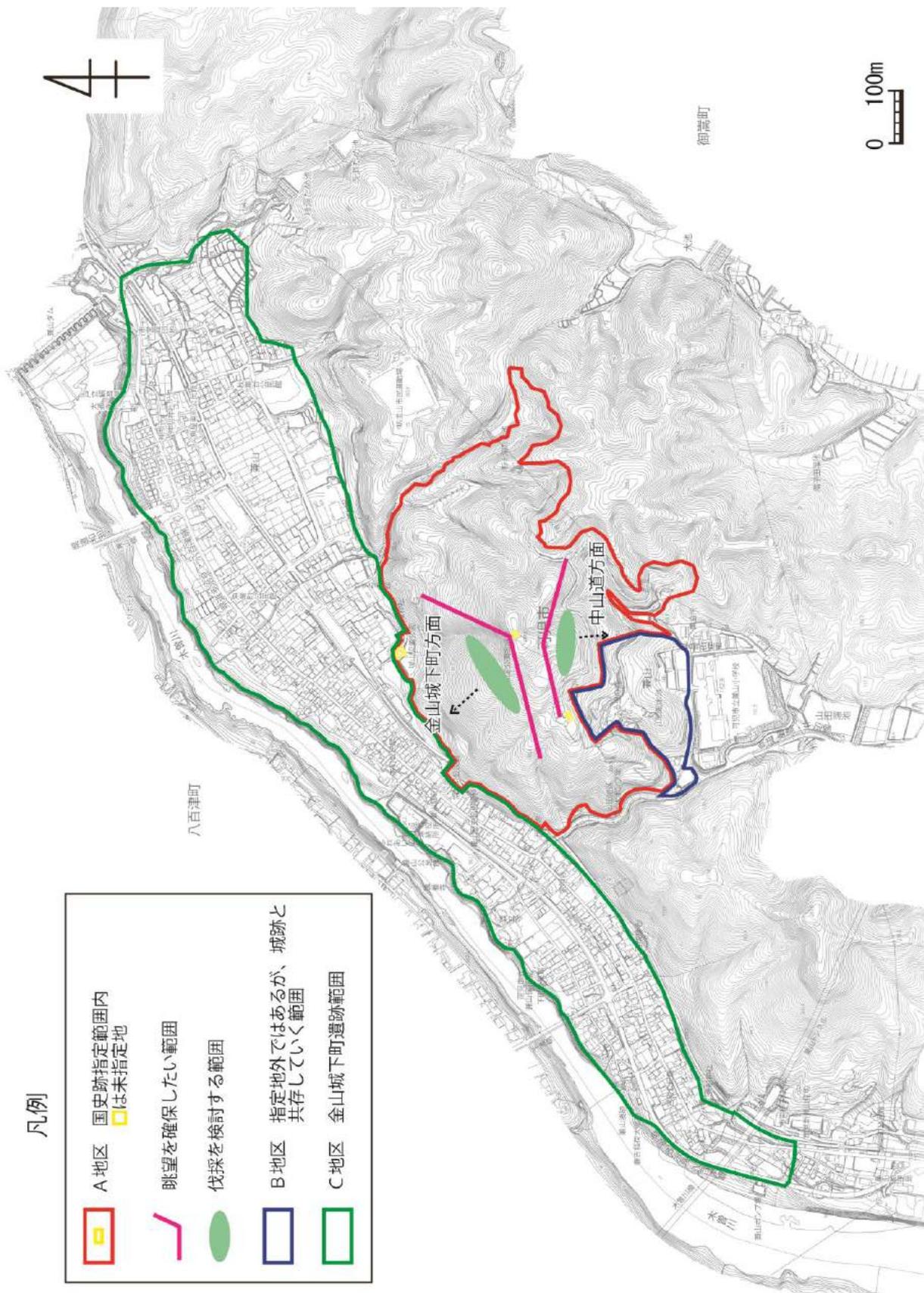


図4-11 伐採検討箇所（国史跡指定範囲内）

(4) 伐採樹木の処理について

伐採直後は、伐採した木々の周囲に残置しているが、これは仮置きとし、基本的に国史跡指定地外への搬出、または現地での利用を行う。指定地外への搬出のためには作業用仮設道路の整備が必要となるので、その整備と調整しながら作業を行う。

ベンチやスツールに適した木材などは再利用を検討する。

再利用が不可能な木材は搬出する。既存の遊歩道に砂利をひき、作業用仮設道路を敷設した上で、小型クローラー等を用いて搬出する。作業用仮設道路の敷設や木材の搬出については、来訪者の少ない時期等を選び実施する。

伐採木の処理

⑤ 伐った木をさらに小さく切ります。

⑥ 小さく切った木を薪割機を使用してさらに細かくします。

⑦ 細かくした木をチップパー（粉碎機）に投入しチップにします。

⑧ 伐採跡地にチップを撒きます。

⑨ チップを敷きならして作業完了です。

今回の作業は、当初伐った木を搬出して処分する方向で進んでいましたが、運び出す作業道が狭く、搬出作業に大変な時間と労力を費やすことになるため、検討を重ねた結果、現場にチップパー（粉碎機）を持ち込み、伐った木をその場でチップにして伐採跡地に撒くことになりました。チップを敷きならすことで、地下の遺跡が保護され草も生えにくく、作業後は美観に優れ、高い評価をいただき無事に作業を完了することができました。

伐採樹木の処理事例
 (埼玉県ときがわ町 史跡小倉城跡) (埼玉県森林組合連合会HPより)

第6節 管理・運営計画

(1) 地元自治会や関係団体等と連携した国史跡の維持・管理・運営体制の整備

毎年12月第1日曜日には、美濃金山城跡を含む古城山全体の清掃が地元住民によって行われている。

平成27年度(2015年度)に発足した「美濃金山城おもしろたい」は、ガイド活動だけでなく、国史跡の清掃等の環境整備活動も行っており、今後も継続的に活動していけるような組織となるよう、市と連携しながら充実を図る。

(2) 地元住民やボランティアによる美濃金山城跡ガイドの育成と組織づくり

美濃金山城跡は、国史跡に指定されてその存在と価値が周知され、多くの人を訪れるようになり、城跡に関連する講座の開催も増加した。可児市教育委員会文化財課職員が講師や現地ガイドの対応をしていたが、地元でその対応をしたいという声があがり、平成25年度(2013年度)から城跡を含めた兼山の歴史や文化を知る機会として、また歴史を語れる人づくりの機会として、兼山史跡ガイド養成講座を開催した。

現在は、城跡でのガイド活動のほか、平成30年(2018年)6月に開館した戦国山城ミュージアムでの展示ガイドも行っている。ガイド活動を継続・充実していくため、市と連携してガイド養成講座等を実施し、内容の充実と新たな人員の確保に努める。

第7節 完成予想図

(1) 山頂部全体の整備の様子



(2) 主郭地区の遺構の保護と展示の様子



第5章 事業計画

第1節 推進体制

可児市では、城跡を適切に保存管理し、文化財を兼山のまちづくりに活かし、可児市の誇りとしての活用を促進することを目的として、文化財課が指導的役割を果たし、国史跡の保存管理や整備・活用等について関係機関と協議していくこととする。

また、美濃金山城跡のみならず、城下町の関連文化財の環境や価値を維持していくために、地域住民、ボランティアと関係行政機関が支援・連携し、地域ぐるみで維持と活用を促進していく必要がある。

なお、緊急の場合については、早急に文化庁及び岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課に指導を仰ぎ、関係機関と調整を行い、対処する。

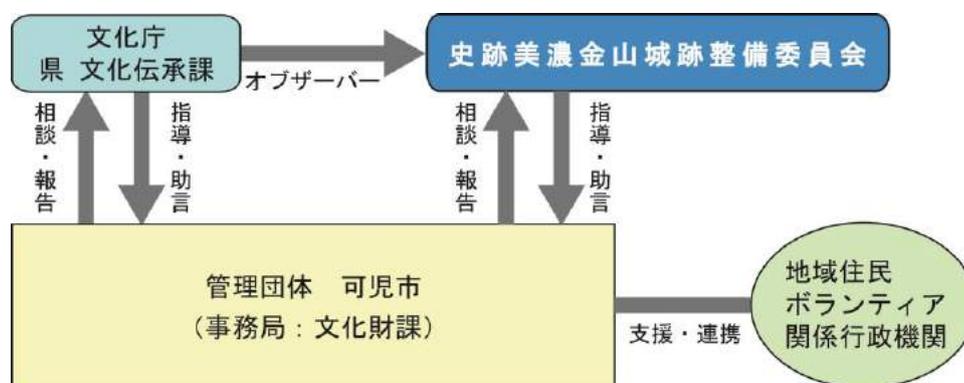


図5-1 推進体制図

第2節 事業スケジュール

美濃金山城跡は、遺構の保存と見学者の安全確保のために早急に取り組むべき事業及び主郭から南A地区にかけての調査・整備を「短期計画」とし、主郭の整備工事後に整備基本計画の見直しを行う。

「中・長期計画」の中では、短期計画を踏まえた上で、南B地区から左近屋敷地区にかけて調査・整備を行い、サイン整備や石垣計測と整備、山麓遺構の調査と整備、国史跡の追加指定等を行っていく。

なお、伐採や除草等の環境整備、石垣の観測、資料調査及び研究を「継続計画」とする。

整備のスケジュールは、調査を終了した区域ごとに計画を立てて進めるが、そのタイムスケジュールは、社会情勢や発掘調査の進捗、整備費等を考慮しながら進める。

主な遺構が分布する山頂部分について、地区区分して順次（計画的）に調査を実施する。整備事業の実施にあたっては、基本設計（各調査区の計画）に基づいて遺構確認調査を行い、実施設計を立てて整備工事を行うものとする。

整備事業を進めるためには、関係機関との調整を経たうえで整えられる諸条件もあり、スケジュールについては各条件に合わせながら調整する。

整備基本計画の見直し

城郭遺構部分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度以降
	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度以降
①主郭地区	確認調査	基本設計	確認調査 実施設計	整備工事	整備事業 報告書								
②東地区(東Ⅰ～Ⅳ)		基本設計	確認調査 実施設計	整備工事	整備事業 報告書								
③南A地区(南Ⅰ(南腰曲輪・西腰曲輪))			基本設計	確認調査 実施設計	整備工事	整備事業 報告書							
④南B地区(南Ⅱ)				基本設計	整備工事	整備事業 報告書							
⑤西地区(西Ⅰ、西Ⅱ、北Ⅰ、北Ⅱ)					確認調査 実施設計	整備工事	整備事業 報告書						
⑥出丸地区(西Ⅲ)					基本設計	確認調査 実施設計	整備工事	整備事業 報告書					
⑦左近屋敷地区(東Ⅴ、東Ⅵ)						基本設計	確認調査 実施設計	整備工事	整備事業 報告書	整備工事	整備事業 報告書	整備事業 報告書	

国史跡全体	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度以降
	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度以降
作業用仮設道路			基本設計	整備工事	整備事業 報告書								
サイン計画・設置						基本設計	整備工事	整備事業 報告書					
見学ルート整備						基本設計	整備工事	整備事業 報告書					
石垣計測と整備							基本設計	調査整備	整備事業 報告書				
便益施設の改修・設置							基本設計	整備工事	整備事業 報告書				
山麓遺構の調査と整備									調査整備				
国史跡の追加指定													追加指定

表5-1 整備事業スケジュール

(1) 短期計画

表5-1の通り、平成36年度(2024年度)に整備基本計画の見直しを予定しているため、ここではそれまでの期間を短期計画として示す。短期計画は主郭から南A地区を対象とする。発掘調査で出た土で、埋め戻しに使用しない土は見学ルート内で荒れている部分に補填することにより、来訪者の利便性を図る。

平成31~33年度(2019~2021年度)は、主郭地区では、まず天守想定部分の発掘調査及び虎口の追加調査を実施する。その後、発掘調査に基づいた基本設計(動線の設定、遺構表示等)を行い、それに基づいて遺構確認を実施し、実施設計を行う。また、東地区の基本設計も行う。

平成34~36年度(2022~2024年度)は、主郭地区及び東地区では、基本設計に基づいた遺構確認を継続し、必要な手続きを経た上で実施設計に基づく整備工事を行う。南A地区及び南B地区では基本設計を行い、それに応じて遺構確認を実施し、実施設計を行う。また、西地区の基本設計を行う。

なお、調査や整備工事を実施するにあたり、資材運搬の円滑化や撤去を行うために作業用仮設道路が必要となった場合は平成33年度(2021年度)に設計を行い、平成34年度(2022年度)から工事を行う。

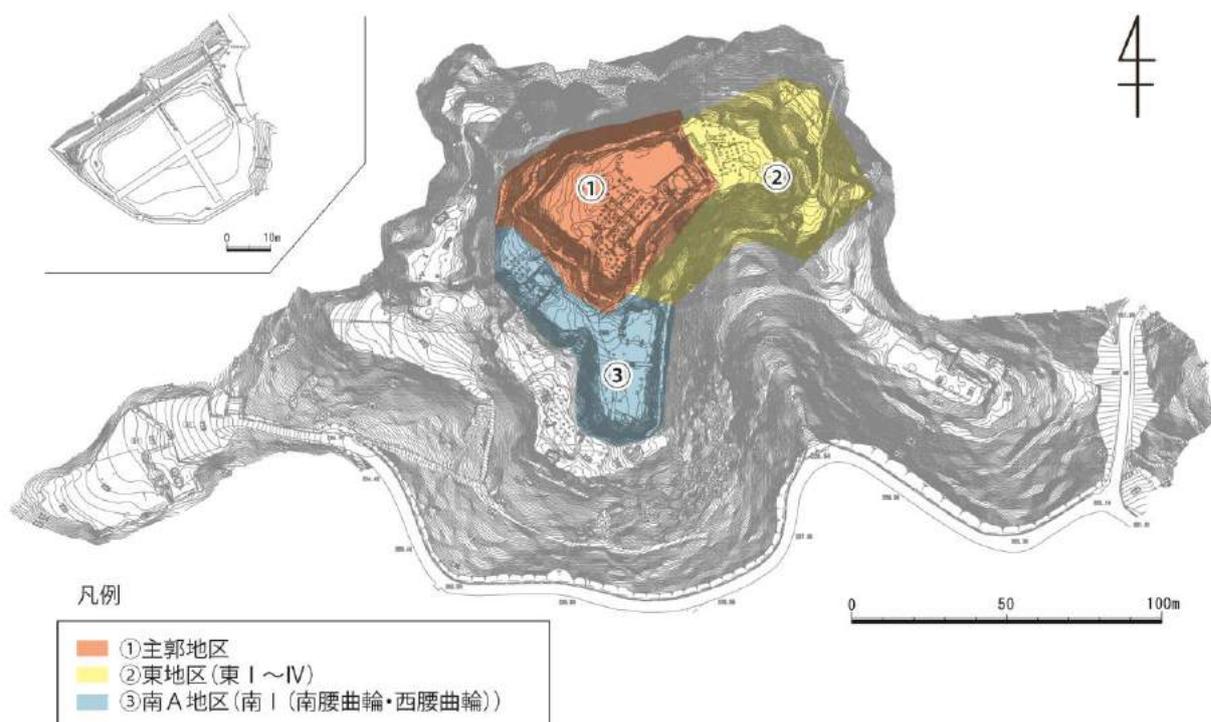


図5-2 短期計画の整備対象箇所

(2) 中・長期計画

平成 37 年度（2025 年度）以降の中・長期計画では、南 A 地区は整備工事を行う。南 B 地区および西地区は遺構確認調査、実施設計を行い、整備工事を行う。出丸地区、左近屋敷地区についても同様の流れで取り組んでいく。

短期計画で主郭・東地区の整備工事が終わりその後の整備方針の固まった段階で、サイン計画をつくる。城跡内にはサイン看板が多くあるため、庁内及び関係行政機関等と協議し、統一性のある各箇所案内、誘導、解説サイン設置を行う必要がある。また、見学ルートを決め、城跡の歴史的価値を伝えるような動線整備を行う。

長期として、米蔵跡等の山麓部分の調査や整備を実施していく。その中で、新たに国史跡の関連遺構等が確認され、保存が必要と判断された場合には追加指定を目指す。

また、継続計画として以下の事業を実施していく。

- ・環境整備…伐採や除草等により、城跡を訪れた方に城跡の価値を伝えやすくする。
- ・石垣の観測…石垣整備の基礎資料を得るため、石垣の変位状況を確認する。
- ・資料調査及び研究…城跡に関連する資料の収集・調査研究を行う。

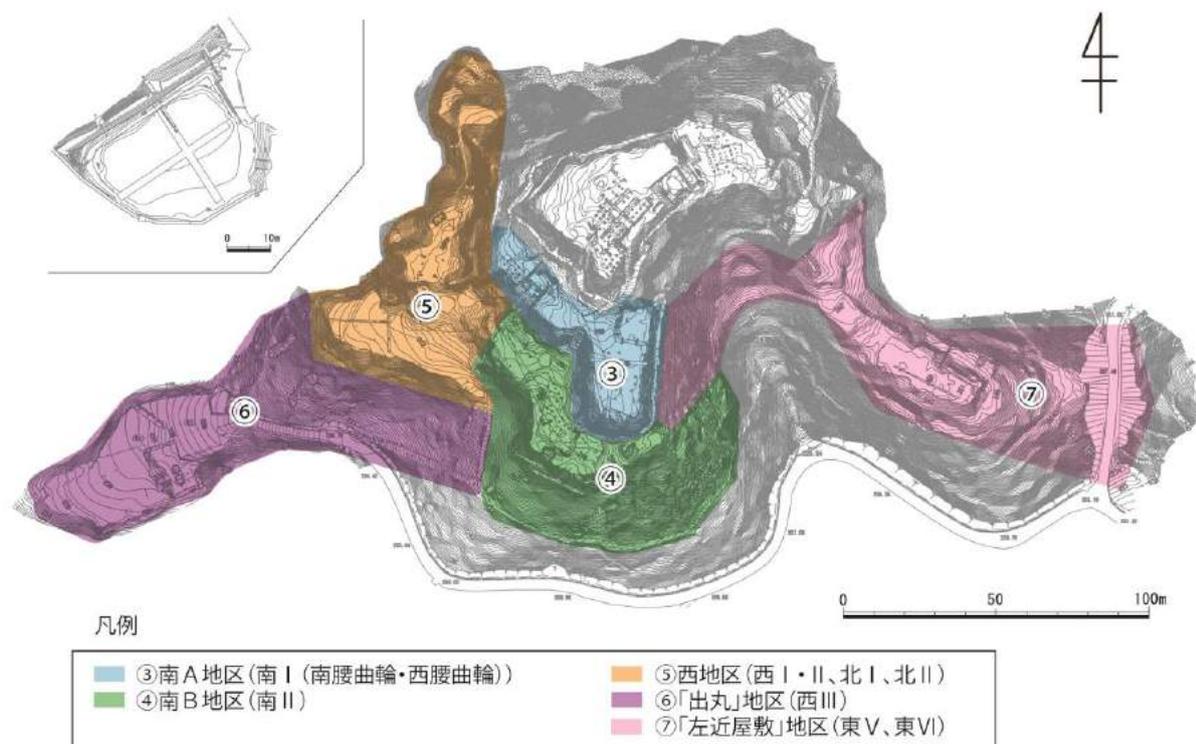


図 5 - 3 中・長期計画の整備対象箇所

(3) 発掘調査の計画

【全体計画】

国史跡美濃金山城跡の本質的価値を適切に維持・保全し、来訪者がそれを体感できるような整備を行うためにも未調査部分の発掘や遺構の性格を知るための追加調査は必要となる。「史跡美濃金山城跡保存活用計画」に定めた地区区分を整備事業に用い、本質的価値を構成する重要な諸要素のうち城郭遺構が分布する山頂部を詳細に地区区分し、発掘調査を行っていく(22頁図2-8参照)。調査内容は委員会にて協議し、各年度の調査成果や委員会の協議により変更する場合もある。なお、⑧の米蔵跡は、山頂部の曲輪を優先していくため、現時点では発掘調査を行う予定にしていない。

●主な目的

- ・各曲輪の造成方法や変遷を確認し、城跡全体の歴史的価値や変遷を明らかにする。
- ・石垣は構築工法を明らかにし、根石等を部分的に確認することにより石垣本来の高さを調べる。また、石垣周辺における建物礎石との関連性を確かめる。
- ・後世の工作物を撤去した場所については、発掘調査を行い遺構の遺存状況を把握する。

①主郭地区【平成29～34年(2017～2022年)】

城跡内で唯一、曲輪の周囲を石垣が巡り、居住性のある複数の礎石建物跡が確認されている地区。未調査部分を中心に、主郭を構成した要素を明らかにする。また、石垣の本来の高さやそれに伴う犬走り等の通路の確認を行い、南側にある木製階段は撤去時に石垣の有無について確認する。

②東地区(東Ⅰ～Ⅳ)【平成34・35年(2022・2023年)】

東Ⅰの枳形遺構の性格把握の調査を行う。東Ⅲの虎口の全容を明らかにし、城内の動線を確認する。瓦が多く出ている東Ⅳの性格の解明も行う。

③南A地区(南Ⅰ(南腰曲輪・西腰曲輪))【平成35・36年(2023・2024年)】

動線の復元整備や虎口の建物復元の資料を得るための調査を行う。虎口と想定される遺構が「南腰曲輪」と「西腰曲輪」にあり、城内の動線を明らかにするうえで重要な箇所であるため、それぞれ既調査部分を拡張して調査する。

④南B地区(南Ⅱ(二の丸))【平成36・37年(2024・2025年)】

平成22年(2010年)の豪雨が原因と思われる切岸の崩壊が見られる。調査により流れた切岸の土砂量を分析し、また切岸の斜度等も明らかにする。

⑤西地区(西Ⅰ、西Ⅱ、北Ⅰ、北Ⅱ)【平成37・38年(2025・2026年)】

「水の手」と伝わる西Ⅱの虎口内部の発掘調査を行い、虎口の形態と動線の分析を行う。全容を解明することで、虎口編年を用いて城の編年を考える資料とする。また、北Ⅰ、北Ⅱへの動線を確認するための調査も行う。

⑥「出丸」地区（西Ⅲ）〔平成 38・39 年（2026・2027 年）〕

南側の石垣と曲輪の関連性を明らかにするための発掘調査を行う。過去の調査により、愛宕神社付近からの登城をする場合の虎口が、便益施設周辺に想定されているため調査をする。

⑦「左近屋敷」地区（東Ⅴ、東Ⅵ）〔平成 39・40 年（2027・2028 年）〕

西Ⅱ及び西Ⅲ付近からのからの動線に関連する虎口が想定されるため、その構造を解明するための調査を行う。

参考資料

文化財保護法等に係る規定

○文化財保護法（抜粋）

（昭和 25 年 5 月 30 日、法律第 214 号）
最終改正：平成 31 年 4 月 1 日法律第 42 号

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つその活用を図り、もって国民の文化的向上を資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

（中略）

四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いものに並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（中略）

3 この法律の規定（第九十九条、第一百十条、百十二条、第二百二十二条、第三百三十一条第一項第四号、第五百三十三条第一項第七号及び第八号、第六百六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（中略）

第三章 有形文化財

第一節 重要文化財

第二款 管理

（管理方法の指示）

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

2 重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節及び第八十七条第一項第一号において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、当該管理

責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

（所有者又は管理責任者の変更）

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。

3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

（管理団体による管理）

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保有のため必要な管理

（当該重要文化財の保有のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。

5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第八十七条第一項第一号において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

（滅失、き損等）

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(中略)

(管理又は修理の補助)

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な指定を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

(修理に関する命令又は勧告)

第三十七条 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

(中略)

(現状変更等の制限)

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(中略)

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示

し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳、その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)の場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めよう旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、前二項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(中略)

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(中略)

(提出)

第一百条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会(当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第一百零一条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めるときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないとしたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第一百零二条 第一百零一条に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

ない。

(中略)

(遺失物法の適用)

第八八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

(中略)

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第九九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第一百条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第一百一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じて文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第一百二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

- 2 第一百条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定

は、その効力を失う。

- 3 第九九条第一項の規定による仮指定が適当でない認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第一百三十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がない若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のための必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定には、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第九九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百四十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第九九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百五十五条 第一百三十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第三十三條の二第一項を除く。）及び第八十七條第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第一百六十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第一百七十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第一百八十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三條の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七條の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。（中略）

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 前二項の規定による許可を与えた場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けたものには、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。（関係行政庁による通知）

第百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可、その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項

又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

（復旧の届出等）

第百二十七条 史跡名勝天然記念物の復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（環境保全）

第百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（管理団体による買取りの補助）

第百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定）

第百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地

二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なるものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

（認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更）

第百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。
(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第五十三條第二項第二十三号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第三百十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三百十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除去その他の調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項に規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(中略)

第十二章 補足

(中略)

第三節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

第八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(地方債についての配慮)

第八十三条 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

(文化財保存活用大綱)

第八十三条の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱(次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。)を定めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

(文化財保存活用地域計画の認定)

第八十三条の三 市町村の教育委員会(地方文化財保護審議会を置くものに限る。)は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画(以下この節及び第九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
- 二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
- 三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
- 四 計画期間
- 五 その他文部科学省令で定める事項

3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会(第八十三条の九第一項に規定する協議会が組織されている場合にあつては、地方文化財保護審議会及び当該協議会。第八十三条の五第二項において同じ。)の意見を聴かなければならない。

4 文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第五条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。

6 文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 文化庁長官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当

該認定を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。

8 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。

(認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更)

第八十三條の四 前條第五項の認定を受けた市町村（以下この節及び第九十二條の六第二項において「認定市町村」という。）の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前條第三項から第八項までの規定は、前項の認定について準用する。

(文化財の登録の提案)

第八十三條の五 認定市町村の教育委員会は、第八十三條の三第五項の認定（前條第一項の変更の認定を含む。第八十三條の七第一項及び第二項において同じ。）を受けた文化財保存活用地域計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下この節及び第九十二條の六において「認定文化財保存活用地域計画」という。）の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七條第一項、第九十條第一項又は第三十二條第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

2 認定市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をしようとするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七條第一項、第九十條第一項又は第三十二條第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした認定市町村の教育委員会に通知しなければならない。

(認定文化財保存活用地域計画の実施状況に関する報告の徴収)

第八十三條の六 文化庁長官は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第八十三條の七 文化庁長官は、認定文化財保存活用地域計画が第八十三條の三第五項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた市町村の教育委員会に通知しなければならない。

3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公表するよう努めなければならない。

(市町村への助言等)

第八十三條の八 都道府県の教育委員会は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をすることができる。

2 国は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするように努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、国、都道府県及び市町村は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

4 市町村の長及び教育委員会は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

(協議会)

第八十三條の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該市町村
 - 二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県
 - 三 第九十二條の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体
 - 四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第八十四條 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うことができる。

- 一 第三十五條第三項（第三十六條第三項（第八十三條、第九十二條第二項（第七十二條第五項で準用する場合を含む。）及び第七十二條第五項で準用する場合を含む。））、第三十七條第四項（第八十三條及び第九十二條第三項で準用する場合を含む。））、第四十六條の二第二項、第七十四條第二項、第七十七條第二項（第九十一條で準用する場合を含む。））、第八十三條、第八十七條第二項、第一百八條、第一百二十條、第一百二十九條第二項、第七十二條第五項及び第七十四條第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督
 - 二 第四十三條又は第九十二條の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）
 - 三 第五十一條第五項（第五十一條の二（第八十五條で準用する場合を含む。））、第八十四條第二項及び第八十五條で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令
 - 四 第五十三條第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令
 - 五 第五十四條（第八十六條及び第七十二條第五項で準用する場合を含む。））、第五十五條、第三百十條（第七十二條第五項で準用する場合を含む。）又は第三十一條の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行
 - 六 第九十二條第一項（第九十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二條第二項の規定による指示及び命令、第九十三條第二項の規定による指示、第九十四條第一項の規定による通知の受理、同條第二項の規定による通知、同條第三項の規定による協議、同條第四項の規定による勧告、第九十六條第一項の規定による届出の受理、同條第二項又は第七項の規定による命令、同條第三項の規定による意見の聴取、同條第五項又は第七項の規定による期間の延長、同條第八項の規定による指示、第九十七條第一項の規定による通知の受理、同條第二項の規定による通知、同條第三項の規定による協議並びに同條第四項の規定による勧告
- 2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五條又は第三十一條の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。
- 3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四條第一項から第四項まで又は第九十七條第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四條第五項又は第九十七條第五項の規定は適用しない。
- 4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限り。）により損失を受けた者に対しては、当該各号

に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第二百二十五条第五項

二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第三十一条第二項

三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項

5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によってした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

(認定市町村の教育委員会が処理する事務)

第八十四条の二 前条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる文化庁長官の権限に属する事務であつて認定市町村の区域内に係るものの全部又は一部は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定文化財保存活用地域計画の実施に必要な範囲内において、当該認定市町村の教育委員会が行うことができる。

2 前項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を行う場合には、前条第二項、第四項（第三号に係る部分を除く。）及び第五項から第八項までの規定を準用する。

3 第一項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を開始する日以前になされた当該事務に係る許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は許可の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、同日以後においては、当該認定市町村の教育委員会のした処分等の行為又は当該認定市町村の教育委員会に対して行つた申請等の行為とみなす。

4 認定文化財保存活用地域計画の計画期間の終了その他の事情により認定市町村の教育委員会が第一項に規定する事務を終了する日以前になされた当該事務に係る処分等の行為又は申請等の行為は、同日の翌日以後においては、その終了後に当該事務を行うこととなる者のした処分等の行為又は当該者に対して行つた申請等の行為とみなす。

(中略)

第八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会（当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。）を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受領したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(中略)

第四節 文化財保存活用支援団体

(文化財保存活用支援団体の指定)

第九十二条の二 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体（以下この節において「支援団体」という。）として指定することができる。

2 市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支

援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。

4 市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(支援団体の業務)

第九十二条の三 支援団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。

二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

三 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。

四 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。

(監督等)

第九十二条の四 市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市町村の教育委員会は、支援団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村の教育委員会は、支援団体が前項の規定による命令に違反したときは、第九十二条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第九十二条の五 国及び関係地方公共団体は、支援団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(文化財保存活用地域計画の作成の提案等)

第九十二条の六 支援団体は、市町村の教育委員会に対し、文化財保存活用地域計画の作成又は認定文化財保存活用地域計画の変更をすることを提案することができる。

2 支援団体は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第九十条第一項又は第三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、当該文化財について第八十三条の五第一項の規定による提案をするよう要請することができる。

第十三章 罰 則

(中略)

第九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第二百二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかった者

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第三項（第八十六条第二項において準用する場合を

含む。)において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第九十八条第三項(第八十六条第二項において準用する場合を含む。)において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第二百二十三条第二項(第八十六条第二項において準用する場合を含む。)において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項(第四十七条第三項(第八十三条で準用する場合を含む。)、第二百二十三条第二項、第八十六条第二項又は第八十七条第二項で準用する場合を含む。)、第四十九条(第八十五条で準用する場合を含む。))又は第八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第三十六条第一項(第八十三条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わかつた者

二 正当な理由がなくて、第二十一条第一項(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第二十二條第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わかつた者

三 正当な理由がなくて、第三十七条第二項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わかつた者

(中略)

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

二 第四十六条(第八十三条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第四十六条第五項(第八十三条において準用する場合を含む。))に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第四十六条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。))の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者

三 第四十八条第四項(第五十一条第三項(第八十五条において準用する場合を含む。))及び第八十五条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条において準用する場合を含む。))、第八十四条第二項及び第八十五条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わかつた者

四 第五十三条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わかつた者

五 第五十三条の六(第八十五条の四(第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))及び第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))、第五十四条(第八十六条及び第七十二

条第五項において準用する場合を含む。))、第五十五条、第六十七条の五(第九十条の四及び第三十三条の四において準用する場合を含む。))、第六十八条(第九十条第三項及び第三十三条において準用する場合を含む。))、第七十六条の四(第八十九条の三において準用する場合を含む。))、第二百二十九条の五(第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))、第三十条(第七十二条第五項において準用する場合を含む。))、第三十一条又は第四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わかつた者

七 正当な理由がなくて、第二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第二十八条第五項、第二十九条第四項(第七十九条第二項において準用する場合を含む。))、第五十六条第二項(第八十六条において準用する場合を含む。))又は第五十九条第六項若しくは第六十九条(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかつた者

二 第三十一条第三項(第六十条第四項(第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第八十条及び第九十九条第二項(第三十三条で準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))、第三十二条(第六十条第四項(第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第八十条及び第二百二十条(第三十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))、第三十三

条(第八十条、第八十八条及び第二百二十条(これらの規定を第三十三條において準用する場合を含む。))並びに第七十二条第五項において準用する場合を含む。))、第三十四条(第八十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。))、第四十三條の二第一項、第五十三條の四若しくは第五十三條の五(これらの規定を第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))、第六十一條若しくは第六十二條(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第六十四條第一項(第九十条第三項及び第三十三條において準用する場合を含む。))、第六十五條第一項(第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第七十三條、第六十七條の四、第七十三條、第八十一條第一項、第八十四條第一項本文、第八十五條の三(第七十四條の二第一項において準用する

場合を含む。))、第九十条の三、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百五十五条第二項(第二十條、第三十三條及び第七十二條第五項において準用する場合を含む。))、第二十七條第一項、第二十九條の四(第七十四條の二第一項において準用する場合を含む。))、第三十三條の三、第三十六條又は第三十九條第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二条の二第五項(第三十四条の三第二項(第八十三条において準用する場合を含む。))、第六十条第四項及び第六十三條第二項(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。))並びに第八十条で準用する場合を含む。))又は第一百五十五条第四項(第三十三條において準用する場合を含む。))の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

○文化財保護法施行令(抜粋)

(昭和50年9月9日政令第267号)

最終改正:平成29年6月14日政令第165号

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上

の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務

(法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項(法第八十三条、第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)の規定による指揮監督(管理に係るものに限る。)並びに法第三十六条第三項(法第八十三条、第二十一条第二項(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第四十六条の二第二項及び第二百九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項(法第二百五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の停止命令(文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。)

三 法第五十一条第五項(法第五十一条の二(法第八十五条において準用する場合を含む。))及び第八十五条において準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令(公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。)及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。)

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会)が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務(法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。)を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会)が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。)の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。)

三 法第五十四条(法第七十二条第五項において準用する場合を

含む。))及び第五十五条の規定による調査(第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第一百五十一条第一項に規定する管理団体(以下この条において単に「管理団体」という。))が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条において「管理計画」という。))を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。)内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会)が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。))に係る法第二百五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。))で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。))であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。))の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。))又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。))

ニ 法第一百五十一条第一項(法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。))に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。))

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。))

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。))の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。))における現状変更等

二 法第三十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措

置の施行（前号イからラまでに掲げる現状変更等に係る法第二百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

（昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号）

最終改正：平成27年12月21日文科科学省令第36号

（許可の申請）

- 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第二百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。
- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 二 出土品の処置に関する希望
- （許可申請書の添付書類等）
- 第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。
- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 四 現状変更等が必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

（終了の報告）

第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）

第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第百六十八条第三項で準用する法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

（管理計画）

第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

（市の区域に係る事務の処理の開始の公示）

第七条 令第五条第七項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する旨
- 二 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する日

○文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（抜粋）

（平成12年4月28日 庁保記第226号文化庁次長通知）

I 共通事項

(一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有

するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、令第五条第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを都道府県の教育委員会が行う場合においては、「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合であっても、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。

(二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保存管理の基準に反する場合
 - ② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合
 - ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
 - ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- (三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。)第一二五條第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第一二五條第三項において準用する法第四三條第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

- (一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二五年政令第三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。
- (二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
 - ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
 - ② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から二年を超える場合
 - ③ 新築、増築、改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (三) 新築、増築、改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五條第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第一二五條第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- (四) 新築、増築又は改築の際に除去を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

- (一) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五條第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第一二五條第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

三 令第五条第四項第一号ハ関係

(一) 「工作物」には、次のものを含む。

- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③ 小規模な観測・測定機器
- ④ 木道

(二) 「道路」には、道路法(昭和二七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五條第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第一二五條第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

四 令第五条第四項第一号ニ関係

(一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第一一五條第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(二) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

(一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

(三) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

(一) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五條第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第一二五條第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

七 令第五条第四項第一号ト関係

(一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することという。

(二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第一二五條第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

(後略)

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則(抜粋)

(昭和26年3月8日 文化財保護委員会規則第8号)

最終改正：平成17年3月28日 文部科学省令第11号

(中略)

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第三条 法第二百十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第二百十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年令
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第二百十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)の事実の生じた日時
- 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況

九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度

十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物とその保存上受ける影響

十一 滅失、き損等の事実を知った日

十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第一百五十二条第二項(法第二百十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもって、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(後略)

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧に関する届出に関する規則(抜粋)

(昭和29年6月29日 文化財保護委員会規則第9号)

最終改正：平成17年3月28日 文部科学省令第11号

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二十七条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場

合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第百十八条又は第百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第百六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第百六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

○史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(抜粋)

(昭和29年6月29日 文化財保護委員会規則第7号)

最終改正：平成27年9月11日 文部科学省令第30号

(標識)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第百十五条第一項(法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもって設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称
- 二 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)
- 三 指定又は仮指定の年月日
- 四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項

第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
- 二 指定又は仮指定の年月日
- 三 指定又は仮指定の理由
- 四 説明事項
- 五 保存上注意すべき事項
- 六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字(特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。)及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。